

障発0328第4号
平成26年3月28日

都道府県知事
各指定都市市長 殿
児童相談所設置市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

指定障害児通所支援事業者等の指導監査について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づく指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等の設置者等及び指定障害児相談支援事業者等に対する指導監査については、障害児通所給付費、障害児入所給付費及び障害児相談支援給付費に関する業務等が適正かつ円滑に行われるよう、法令等に基づく適正な事業実施を確保するとともに、別添1「指定障害児通所支援事業者等指導指針」及び別添2「指定障害児通所支援事業者等監査指針」を参考に指導監査に当たられるようお願いするとともに、貴管内区市町村に対する周知方につきご配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(別添1)

指定障害児通所支援等事業者等指導指針

1 目的

この指導指針は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の2第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、指定障害者通所支援事業者であった者若しくはこれらの従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）、法第24条の15第1項に規定する指定障害児入所施設の設置者、当該指定障害児入所施設等の長その他の従業者である者若しくはこれらの者であった者（以下「指定障害児入所施設設置者等」という。）又は第24条の34第1項に規定する指定障害児相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者であった者若しくはこれらの従業者であった者（以下「指定障害児相談支援事業者等」という。）（以下「指定障害児通所支援等事業者等」という。）が行う障害児通所給付費等、障害児入所給付費等又は障害児相談支援給付費等（以下「障害児支援給付費等」という。）にかかる指定障害児通所支援、指定入所支援又は指定障害児相談支援（以下「指定障害児通所支援等」という。）の内容に関する指導に関し、法第57条の3、第57条の3の2、第57条の3の3若しくは第57条の4規定により行う質問等について、基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

2 指導方針

指導は、指定障害児通所支援等事業者等に対し、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）、「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第16号）若しくは「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第29号）（以下「指定基準」という。）、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第122号）、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第123号）若しくは「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成24年厚生労働省告示第126号）又は「厚生労働大臣が定める一単位の単価」（平成24年厚生労働省告示第128号）等に定める指定障害児通所支援、指定入所支援若しくは指定障害児相談支援の取扱い又は障害児通所給付費、障害児入所給付費若しくは障害児相談支援給付費に係る費用の請求に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

3 指導形態等

指導の形態は、通常次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、都道府県又は市町村が、下記により、その内容に応じ一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

- ① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援等事業者等に対する指導が必要な場合
- ② 障害児支援給付費等に関して必要があると認める場合

なお、都道府県が集団指導を実施した場合には、管内の市町村に対し、当日使用した資料を送付する等、その内容等について周知する。

また、市町村が集団指導を実施した場合には、都道府県に対し、当日使用した資料を送付する等、情報提供を行う。

(2) 実地指導

実地指導は、都道府県又は市町村が、下記により、指定障害児通所支援等事業者等の事業所において実地に行う。

- ① 指定の権限を持つ指定障害児通所支援等事業者等に対して必要があると認める場合
- ② 障害児支援給付費等に関して必要があると認める場合

4 指導対象の選定

指導は全ての指定障害児通所支援等事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次の基準に基づいて対象の選定を行う。

(1) 集団指導

- ① 新たに指定障害児通所支援等を開始した指定障害児通所支援等事業者等については、概ね1年以内に全てを対象として実施する。
- ② 実地指導の対象外とされた指定障害児通所支援等事業者等のうち、指定障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて集団を選定して実施する。

(2) 実地指導

- ① 指定障害児通所支援事業者等及び指定障害児相談支援事業者等を対象におおむね3年に1度実施する。
- ② その他特に都道府県又は市町村が一般指導が必要と認められる指定障害児通所支援等事業者等を対象に実施する。

5 指導方法等

(1) 集団指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当

該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

② 指導方法

集団指導は、指定障害児通所支援等の取扱い、障害児支援給付費等に係る費用の請求の内容、制度改正内容及び過去の指導事例等について講習等の方式で行う。

なお、集団指導に欠席した指定障害児通所支援等事業者等には、当日使用した必要書類を送付する等、必要な情報提供に努めるものとする。

(2) 実地指導

① 指導通知

都道府県及び市町村は、指導対象となる指定障害児通所支援等事業者等を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該指定障害児通所支援等事業者等に通知する。

ア 実地指導の根拠規定及び目的

イ 実地指導の日時及び場所

ウ 指導担当者

エ 出席者

オ 準備すべき書類等

② 指導方法

実地指導は、別紙「主眼事項及び着眼点」に基づき、関係書類を閲覧し、関係者からの面談方式で行う。

③ 指導結果の通知等

実地指導の結果については、改善を要すると認められた事項について、後日文書によって指導内容の通知を行うものとする。

④ 改善報告書の提出

都道府県又は市町村は、当該指定障害児通所支援等事業者等に対して、文書で指摘した事項にかかる改善報告書の提出を求めるものとする。

6 指導後の措置等

(1) 実地指導後の措置

実地指導の結果、文書による指導を行う必要がなく、適正な事業運営が確保されていると認められる場合は、翌年度は集団指導の対象とする。

(2) 監査への変更

実地指導中に以下に該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに「指定障害児通所支援等事業者等監査指針」に定めるところにより監査を行うことができる。

① 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

② 障害児支援給付費等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が、著しく不正な請求と認められる場合

7 その他

- (1) 都道府県が指導を実施した場合はその指定障害児通所支援等事業者等の事業活動区域に所在する市町村に対して、また、市町村が指導を実施した場合は都道府県に対して、指導結果の通知及び改善報告書の内容について情報の提供を行うとともに、出来る限り利用者保護の観点から開示を行う。

- (2) 都道府県及び市町村は、指導の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(別添2)

指定障害児通所支援等事業者等監査指針

1 目的

この監査指針は、都道府県知事又は市町村長（特別区区長を含む。以下同じ。）が、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の21、第21条の5の22若しくは第21条の5の23の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者、指定障害児通所支援事業者であった者若しくは当該指定障害児通所支援事業所の従業者であった者（以下「指定障害児通所支援事業者等」という。）、法第24条の15、第24条の16若しくは第24条の17の規定に基づき、指定障害児入所施設等の設置者、指定障害児入所施設等の長その他の従業者（以下「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であった者（以下「指定障害児入所施設等設置者等」という。）又は法第24条の34、第24条の35若しくは第24条の36の規定に基づき、指定障害児相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者であった者若しくは当該指定障害児相談支援事業所の従業者であった者（以下「指定障害児相談支援事業者等」という。）（以下「指定障害児通所支援等事業者等」という。）が行う障害児通所給付費等、障害児入所給付費等又は障害児相談支援給付費等（以下「障害児支援給付費等」という。）にかかる指定障害児通所支援等、指定入所支援等若しくは指定障害児相談支援等（以下「指定障害児通所支援等」という。）の内容又は障害児支援給付費等に係る費用の請求に関する基本的事項を定めることにより、指定障害児通所支援等の質の確保及び障害児支援給付費等の適正化を図ることを目的とする。

2 監査方針

監査は、指定障害児入所施設等設置者等に対する「一般監査」と指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等設置者等及び指定障害児相談支援事業者等に対する「特別監査」とし、特別監査は、指定障害児通所支援等事業者等の指定障害児通所支援等の内容等について、法第21条の5の21、第21条の5の22、第21条の5の23、第24条の15、第24条の16、第24条の17、第24条の34、第24条の35若しくは第24条の36に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、その疑いがあると認められる場合又は障害児支援給付費等に係る費用の請求について、不正若しくは著しい不当が疑われる場合（以下「指定基準違反等」という。）において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

3 監査対象となる指定障害児通所支援等事業者等の選定基準

- (1) 一般監査は、おおむね2年に1度実施するものとする。
- (2) 特別監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

① 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報

イ 市町村、相談支援事業等へ寄せられる苦情

ウ 障害児支援給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

② 実地指導において確認した情報

法第57条の3若しくは第57条の3の2若しくは第57条の3の3若しくは第57条の4により指導を行った市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県が指定障害児通所支援等事業者等について確認した指定基準違反等

4 監査方法等

一般監査については「指定障害児通所支援等事業者等指導指針」の実地指導に準じて実施するものとし、特別監査については次により実施するものとする。

(1) 報告等

指定権限のある都道府県知事又は市町村長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、指定障害児通所支援等事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは指定障害児通所支援等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行うものとする。

なお、指定権限のない市町村長が実地検査等を行う場合は次によるものとする。

① 市町村長は、指定障害児通所支援等事業者等について実地検査等を行う場合、事前に実施する旨の情報提供を指定権限のある都道府県知事に対し行うものとする。

なお、指定障害児通所支援等に関して、複数の市町村に関係がある場合には、都道府県が総合的な調整を行うものとする。

② 市町村長は、指定基準違反等と認めるときは、文書によって指定権限のある都道府県知事に通知を行うものとする。なお、都道府県知事と市町村長が同時に実地検査等を行っている場合には、通知を省略することができるものとする。

③ 指定権限のある都道府県知事は、②の通知があったときは、すみやかに以下の(3)～(5)に定める措置をとるものとする。

(2) 監査結果の通知等

監査の結果、改善勧告にいたらない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うとともに、当該指定障害児通所支援等事業者等に対して、文書で通知した事項について、文書により報告を求めるものとする。

(3) 行政上の措置

指定権限のある都道府県知事は、指定基準違反等が認められた場合には、法第21条の5の22、第21条の5の23、第24条の16、第24条の17、第24条の35及び第24条の36「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき行政上の措置を機動的に行うものとする。

① 勧告

指定障害児通所支援等事業者等に法第21条の5の2第1項から第3項まで、第24条の16第1項から第3項まで、又は第24条の35第1項から第3項までに定める指定基準違反の事実が確認された場合、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

② 命令

指定障害児通所支援等事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

③ 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第21条の5の23第1項各号、第24条の17第1項各号及び第24条の36第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児通所支援等事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

(4) 聴聞等

監査の結果、当該指定障害児通所支援等事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。

ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(5) 経済上の措置

① 勧告、命令、指定の取消等を行った場合に、障害児支援給付費等の全部又は一部について当該障害児支援給付費等に関係する市町村に対し、法第57条の2第1項に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うよう指導するものとする。

② 命令又は指定の取消等を行った場合には、原則として、法第57条の2第2項並びに同条第4項の規定により、当該指定障害児通所支援等事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせるよう指導するものとする。

5 その他

(1) 都道府県が監査を実施した場合はその指定障害児通所支援等事業者等の事業活動区

域に所在する市町村に対して、また、市町村が監査を実施した場合は都道府県に対して、監査結果の通知及び処分等の内容について情報の提供を行う。

(2) 都道府県及び市町村は、監査及び行政措置の実施状況について、別に定めるところにより、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課に報告を行う。

(別 紙)

主眼事項及び着眼点 (児童発達支援)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
第1 基本方針	<p>(1) 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定児童発達支援の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第20条及び第49条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。</p>	法第21条の5の18 平24厚令15第3条第2項 平24厚令15第3条第3項 平24厚令15第3条第4項 平24厚令15第4条
第2 人員に関する基準 1 従業員の員数 2 児童発達支援管理責任者	<p>(1) 指定児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。</p> <p>一 指導員又は保育士指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上</p> <p>イ 障害児の数が10までのもの2以上</p> <p>ロ 障害児の数が10を超えるもの2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	法第21条の5の18第1項 平24厚令15第5条第1項

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>二 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1以上</p> <p>（2）（1）の各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）が置かれているか。（この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。）</p> <p>（3）（1）（2）の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。</p> <p>一 嘱託医 1以上</p> <p>二 看護師 1以上</p> <p>三 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 1以上</p> <p>四 機能訓練担当職員 1以上</p> <p>五 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>（4）（1）の指導員又は保育士のうち、一人以上は、常勤となっているか。</p> <p>（5）（1）に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤となっているか。</p> <p>（6）指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。（ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。）</p> <p>一 嘱託医 1以上</p> <p>二 児童指導員及び保育士</p> <p>イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害</p>	<p>平24厚令15第5条第2項</p> <p>平24厚令15第5条第3項</p> <p>平24厚令15第5条第5項</p> <p>平24厚令15第5条第6項</p> <p>平24厚令15第6条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>児の数を4で除して得た数以上</p> <p>ロ 児童指導員 1以上</p> <p>ハ 保育士 1以上</p> <p>三 栄養士 1以上</p> <p>四 調理員 1以上</p> <p>五 児童発達支援管理責任者 1以上</p> <p>(7) (6)各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員が置かれているか。(この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。)</p> <p>(8) (7)の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、(6)各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者が置かれているか。(この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。)</p> <p>一 言語聴覚士 指定児童発達支援の単位ごとに4以上</p> <p>二 機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限り。)機能訓練を行うために必要な数</p> <p>(9) (7)の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、(6)各号に掲げる従業者のほか、次の各号に掲げる従業者が置かれているか。(この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。)</p> <p>一 看護師 1以上</p> <p>二 機能訓練担当職員 1以上</p> <p>(10) (6)から(9)まで(6)第1号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者となっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(6)第3号の栄養士及び同第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。)</p>	<p>平24厚令15第6条第2項</p> <p>平24厚令15第6条第3項</p> <p>平24厚令15第6条第4項</p> <p>平24厚令15第6条第6項</p>
3 管理者	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。(ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内に</p>	<p>平24厚令15第7条</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第3 設備に関する基準</p>	<p>ある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1)に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。</p> <p>(3) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。)</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。)は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場(指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。)、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等が設けられているか。(ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けないことができる。)</p> <p>(5) (4)に規定する設備の基準は、次のとおりとなっているか。(ただし、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所又は主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、この限りでない。)</p> <p>一 指導訓練室</p> <p>イ 定員は、おおむね10人とすること。</p> <p>ロ 障害児1人当たりの床面積は、2.47平方メートル以上とすること。</p> <p>二 遊戯室 障害児1人当たりの床面積は、1.65平方メートル以上とすること。</p> <p>(6) (4)に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けているか。</p> <p>(7) (4)及び(6)に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。)</p>	<p>法第21条の5の18第2項 平24厚令15第9条第1項</p> <p>平24厚令15第9条第2項</p> <p>平24厚令15第9条第3項</p> <p>平24厚令15第10条第1項</p> <p>平24厚令15第10条第2項</p> <p>平24厚令15第10条第3項</p> <p>平24厚令15第10条第4項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 利用定員</p> <p>2 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>3 契約支給量の報告等</p> <p>4 提供拒否の禁止</p>	<p>い場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)</p> <p>指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上となっているか。(ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。)</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第37条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供するときは、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量(2)において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(3)及び(4)において「通所受給者証記載事項」という。)を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があつた場合について(1)から(3)に準じてとりあつているか。</p> <p>指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んでいないか。</p>	<p>法第21条の5の18第2項 平24厚令15第11条</p> <p>平24厚令15第12条第1項</p> <p>平24厚令15第12条第2項</p> <p>平24厚令15第13条第1項</p> <p>平24厚令15第13条第2項</p> <p>平24厚令15第13条第3項</p> <p>平24厚令15第13条第4項</p> <p>平24厚令15第14条</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
5 連絡調整に対する協力	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（第49条第1項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平24厚令15第15条
6 サービス提供困難時の対応	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第37条第6号及び第51条第2項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令15第16条
7 受給資格の確認	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	平24厚令15第17条
8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平24厚令15第18条第1項</p> <p>平24厚令15第18条第2項</p>
9 心身の状況等の把握	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24厚令15第19条
10 指定障害児通所支援事業者等との連携等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平24厚令15第20条第1項</p> <p>平24厚令15第20条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
11 サービス提供の記録	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定児童発達支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平24厚令15第21条第1項</p> <p>平24厚令15第21条第2項</p>
12 指定児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者が、指定児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。)</p>	<p>平24厚令15第22条第1項</p> <p>平24厚令15第22条第2項</p>
13 通所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号(第1号にあっては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 食事の提供に要する費用 二 日用品費 三 前二号に掲げるもののほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの 	<p>平24厚令15第23条第1項</p> <p>平24厚令15第23条第2項</p> <p>平24厚令15第23条第3項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
14 通所利用者負担額に係る管理	<p>(4) (3) 第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとなっているか。</p> <p>(5) 指定児童発達支援事業者は、(1) から (3) までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(6) 指定児童発達支援事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p> <p>指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しているか。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。</p>	<p>平24厚令15第23条第4項</p> <p>平24厚令15第23条第5項</p> <p>平24厚令15第23条第6項</p> <p>平24厚令15第24条</p>
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>平24厚令15第25条第1項</p> <p>平24厚令15第25条第2項</p>
16 指定児童発達支援の取扱方針	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし</p>	<p>平24厚令15第26条第1項</p> <p>平24厚令15第26条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
17 児童発達支援計画の作成等	、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	
	(3) 指定児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平24厚令15第26条第3項
	(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させているか。	平24厚令15第27条第1項
	(2) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	平24厚令15第27条第2項
	(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平24厚令15第27条第3項
	(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。	平24厚令15第27条第4項
	(5) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。	平24厚令15第27条第5項
(6) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障	平24厚令15第27条第6項	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令	
18 児童発達支援管理責任者の責務	<p>害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</p>		
	<p>(7) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p>	平24厚令15第27条第7項	
	<p>(8) 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該児童発達支援計画の変更を行っているか。</p>	平24厚令15第27条第8項	
	<p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</p> <p>二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	平24厚令15第27条第9項	
	<p>(10) 児童発達支援計画の変更については、(2) から(7)までの規定に準じて行っているか。</p>	平24厚令15第27条第10項	
	<p>児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>一 次条に規定する相談及び援助を行うこと。</p> <p>二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	平24厚令15第28条	
	19 相談及び援助	<p>指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	平24厚令15第29条
	20 指導、訓練等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。</p>	平24厚令15第30条第1項
		<p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p>	平24厚令15第30条第2項
		<p>(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むこ</p>	平24厚令15第30条第3項

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
21 食事	<p>とができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。</p> <p>(5) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。（4）において同じ。）において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。</p> <p>(2) 食事は、（1）の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。</p> <p>(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。</p>	<p>平24厚令15第30条第4項</p> <p>平24厚令15第30条第5項</p> <p>平24厚令15第31条第1項</p> <p>平24厚令15第31条第2項</p> <p>平24厚令15第31条第3項</p> <p>平24厚令15第31条第4項</p>
22 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>平24厚令15第32条第1項</p> <p>平24厚令15第32条第2項</p>
23 健康管理	<p>(1) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。</p> <p>(2) (1)の指定児童発達支援事業者は、(1)の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる</p>	<p>平24厚令15第33条第1項</p> <p>平24厚令15第33条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令				
24 緊急時等の対応	<p>健康診断の全部又は一部を行わないことができるが、この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。</p> <table border="1" data-bbox="528 398 1161 577"> <tr> <td data-bbox="528 398 842 504">児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断</td> <td data-bbox="842 398 1161 504">通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 504 842 577">障害児が通学する学校における健康診断</td> <td data-bbox="842 504 1161 577">定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table>	児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	
	児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断				
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断					
	<p>(3) 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。</p>	平24厚令15第33条第3項				
25 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	<p>指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	平24厚令15第34条				
26 管理者の責務	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	平24厚令15第35条				
26 管理者の責務	<p>(1) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p>	平24厚令15第36条第1項				
26 管理者の責務	<p>(2) 指定児童発達支援事業所の管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第2章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	平24厚令15第36条第2項				
27 運営規程	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六 通常の事業の実施地域 七 サービスの利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 十一 虐待の防止のための措置に関する事項 	平24厚令15第37条				

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
28 勤務体制の確保等	十二 その他運営に関する重要事項	
	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めているか。	平24厚令15第38条第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によって指定児童発達支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	平24厚令15第38条第2項
29 定員の遵守	(3) 指定児童発達支援事業者は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平24厚令15第38条第3項
29 定員の遵守	指定児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行っていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)	平24厚令15第39条
30 非常災害対策	(1) 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しているか。	平24厚令15第40条第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	平24厚令15第40条第2項
31 衛生管理	(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平24厚令15第41条第1項
	(2) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。	平24厚令15第41条第2項
32 協力医療機関	指定児童発達支援事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	平24厚令15第42条
33 掲示	指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制、前条の協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	平24厚令15第43条

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
34 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平24厚令15第44条第1項</p> <p>平24厚令15第44条第2項</p>
35 虐待等の禁止	<p>指定児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>平24厚令15第45条</p>
36 懲戒に係る権限の濫用禁止	<p>指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。）の長たる指定児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。</p>	<p>平24厚令15第46条</p>
37 秘密保持等	<p>(1) 指定児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平24厚令15第47条第1項</p> <p>平24厚令15第47条第2項</p> <p>平24厚令15第47条第3項</p>
38 情報の提供等	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p>	<p>平24厚令15第48条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
39 利益供与等の禁止	<p>(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平24厚令15第48条第2項</p> <p>平24厚令15第49条第1項</p> <p>平24厚令15第49条第2項</p>
40 苦情解決	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。）又は市町村長（以下この項及び次項において「都道府県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を</p>	<p>平24厚令15第50条第1項</p> <p>平24厚令15第50条第2項</p> <p>平24厚令15第50条第3項</p> <p>平24厚令15第50条第4項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
41 地域との連携等	<p>都道府県知事等に報告しているか。</p> <p>(5) 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めているか。</p>	<p>平24厚令15第50条第5項</p> <p>平24厚令15第51条第1項</p> <p>平24厚令15第51条第2項</p>
42 事故発生時の対応	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平24厚令15第52条第1項</p> <p>平24厚令15第52条第2項</p> <p>平24厚令15第52条第3項</p>
43 会計の区分	<p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平24厚令15第53条</p>
44 記録の整備	<p>(1) 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定児童発達支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>一 第21条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>二 児童発達支援計画</p> <p>三 第35条の規定による市町村への通知に係る記録</p>	<p>平24厚令15第54条第1項</p> <p>平24厚令15第54条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第5 変更の届出等</p>	<p>四 第44条第2項に規定する身体拘束等の記録 五 第50条第2項に規定する苦情の内容等の記録 六 第52条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(1) 指定児童発達支援事業者は、当該指定に係る児童発達支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定児童発達支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>法第21条の5の19第1項、第3項 施行規則第18条の35第1項</p> <p>法第21条の5の19第2項 施行規則第18条の35第4項</p>
<p>第6 障害児通所給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p>	<p>(1) 児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第1(1)の注7を除く。)により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額に、同表第1(1)の注7に限る。)により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平24厚告122の一 平24厚告128</p> <p>平24厚告122の二</p>
<p>2 児童発達支援給付費</p>	<p>(1) 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合、児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合又は児童発達支援センターにおいて重症心身障害児(法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。)に対し指定児童発達支援を行う場合については、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして都道府県知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。)に届け</p>	<p>平24厚告122別表第1の1の注1 平24厚告269一</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>出た指定児童発達支援の単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第5条第4項及び第6条第5項に規定する指定児童発達支援の単位をいう。以下同じ。）において、指定児童発達支援（指定通所基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、障害児の障害児種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する児童発達支援センター（法第43条に規定する児童発達支援センターをいう。以下同じ。）の場合は、所定単数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合又は法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合については、「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援の単位において、指定児童発達支援を行った場合又は「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして市町村長に届け出た児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）において基準該当児童発達支援を行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 児童発達支援給付費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 障害児の数又は従業員の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」に定める基準に該当する場合 厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合で定める割合</p> <p>② 指定児童発達支援の提供に当たって、（指定通所基準第27条の規定に従い、児童発達支援計画（指定通所支援基準第27条第1項に規定する児童発達支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95</p>	<p>平24厚告122別表第1の1の注2 平24厚告269二 平24厚告269三</p> <p>平24厚告122別表第1の1の注3 平24厚告271一</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>(4) 指定通所基準第37条に規定する運営規程に定める営業時間が、「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」に定める基準に該当する場合には、所定単位数に「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」に定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(5) 指定通所基準附則第3条の規定の適用を受ける者が、少年である障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき274単位を所定単位数から減算しているか。</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(指定通所基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)において指定児童発達支援を行った場合又は「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所において基準該当児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 主として障害児(難聴児又は重症心身障害児を除く。)を通わせる児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行った場合(ロ又はハに該当する場合を除く。)</p> <p>① 利用定員が30人以下の場合 68単位</p> <p>② 利用定員が31人以上40人以下の場合 51単位</p> <p>③ 利用定員が41人以上50人以下の場合 41単位</p> <p>④ 利用定員が51人以上60人以下の場合 34単位</p> <p>⑤ 利用定員が61人以上70人以下の場合 29単位</p> <p>⑥ 利用定員が71人以上80人以下の場合 25単位</p> <p>⑦ 利用定員が81人以上の場合 22単位</p> <p>ロ 主として難聴児を通わせる児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>① 利用定員が20人以下の場合 102単位</p> <p>② 利用定員が21人以上30人以下の場合 68単位</p> <p>③ 利用定員が31人以上40人以下の場合 51単位</p> <p>④ 利用定員が41人以上の場合 41単位</p> <p>ハ 主として重症心身障害児を通わせる児童発</p>	<p>平24厚告122別表第1の1の注4 平24厚告271一</p> <p>平24厚告122別表第1の1の注5</p> <p>平24厚告122別表第1の1の注6</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>① 利用定員が20人以下の場合 102単位</p> <p>② 利用定員が21人以上の場合 68単位</p> <p>ニ 主として障害児(重症心身障害児を除く。)を 通わせる法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行った場合(ホに該当する場合を除く。)</p> <p>① 利用定員が10人以下の場合 205単位</p> <p>② 利用定員が11人以上20人以下の場合 102単位</p> <p>③ 利用定員が21人以上の場合 68単位</p> <p>ホ 主として重症心身障害児を通わせる法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行った場合</p> <p>① 利用定員が5人の場合 410単位</p> <p>② 利用定員が6人以上10人以下の場合 205単位</p> <p>③ 利用定員が11人以上の場合 102単位</p> <p>(7) 指定児童発達支援の単位(主として難聴児を通わせる児童発達支援センターに限る。)において、難聴児のうち人工内耳を装用している障害児に対して、指定児童発達支援を行った場合に、人工内耳装用児支援加算として、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 利用定員が20人以下の場合 603単位</p> <p>ロ 利用定員が21人以上30人以下の場合 531単位</p> <p>ハ 利用定員が31人以上40人以下の場合 488単位</p> <p>ニ 利用定員が41人以上の場合 445単位</p> <p>(8) 常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターを除く。)において、指定児童発達支援を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合に算定していないか。</p>	<p>平 24 厚 告 122 別 表 第 1 の 1 の 注 7</p> <p>平 24 厚 告 122 別 表 第 1 の 1 の 注 8</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
3 家庭連携加算	<p>指定児童発達支援事業所又は基準該当児童発達支援事業所（指定通所基準第54条の6及び第54条の7の規定による基準該当児童発達支援事業所を除く。以下「指定児童発達支援事業所等」という。）において、指定通所基準第5条若しくは第6条又は第54条の2の規定により指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者（栄養士及び調理員を除く。以下「児童発達支援事業所等従業者」という。）が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第6条の2第8項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援（以下「指定児童発達支援等」という。）を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に児童発達支援給付費を算定している場合に算定していないか。</p>	平 24 厚 告 122 別 表 第 1 の 2 の 注
4 訪問支援特別加算	<p>指定児童発達支援事業所等において継続して指定児童発達支援等を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定児童発達支援等の利用がなかった場合において、児童発達支援事業所等従業者が、児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定児童発達支援事業所等における指定児童発達支援等に係る相談援助等を行った場合に、1月に2回を限度として、その内容の指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚 告 122 別 表 第 1 の 3 の 注
5 食事提供加算	<p>(1) 食事提供加算(I)については、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第1項第2項に掲げる通所給付決定保護者(以下「中間所得者」という。)の通所給付決定(法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。)に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 食事提供加算(II)については、児童発達支援センターにおいて児童福祉法施行令第24条第1項第3号に掲げる通所給付決定保護者(以下「低所得者等」という。)の通所給付決定に係る障害児に対し、指定児童発達支援を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚 告 122 別 表 第 1 の 4 の 注 1 平 24 厚 告 122 別 表 第 1 の 4 の 注 2
6 利用者負担上限額管理加算	<p>指定児童発達支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額(同条に規定する通所利用者負</p>	平 24 厚 告 122 別 表 第 1 の 5 の 注

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
7 福祉専門職員配置等加算	<p>担額合計額をいう。以下同じ。)の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(1) 福祉専門職員配置等加算(I)については、指定通所基準第5条又は第6条の規定により置くべき児童指導員又は指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算(II)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合に算定していないか。</p> <p>① 指定通所基準第5条又は第6条規定により置くべき児童指導員若しくは指導員又は保育士(②において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</p>	<p>平24厚告122別表第1の6の注1</p> <p>平24厚告122別表第1の6の注2</p>
8 栄養士配置加算	<p>(1) 栄養士配置加算(I)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>① 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p> <p>(2) 栄養士配置加算(II)については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターに限る。)において、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、栄養士配置加算(I)を算定している場合に算定していないか。</p> <p>① 栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安</p>	<p>平24厚告122別表第1の7の注1</p> <p>平24厚告122別表第1の7の注2</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
9 欠席時対応加算	<p>全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p> <p>指定児童発達支援事業所等において指定児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定児童発達支援事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p>	平24厚告122別表第1の8の注
10 特別支援加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」に適合する指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚告122別表第1の9の注 平24厚告269四 平24厚告270一
11 医療連携体制加算	<p>(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合又は法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合に算定していないか。</p> <p>(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の障害児に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた障害児に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合又は法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合に算定していないか。</p> <p>(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。)に喀</p>	<p>平24厚告122別表第1の10の注1</p> <p>平24厚告122別表第1の10の注2</p> <p>平24厚告122別表第1の10の注3</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合又は法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合に算定していないか。</p> <p>(4) 医療連携体制加算(IV)については、喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合又は法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合に算定していないか。</p>	<p>平24厚告122別表第1の10の注4</p>
12 送迎加算	<p>障害児に対して、その居宅と指定児童発達支援事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。ただし、児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合、児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合、児童発達支援センターにおいて重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合又は法第6条の2第2項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合に算定していないか。</p>	<p>平24厚告122別表第1の11の注</p>
13 延長支援加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等において、障害児に対して、児童発達支援計画に基づき指定児童発達支援を行った場合に、当該指定児童発達支援等を受けた障害児に対し、当該指定児童発達支援等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚告122別表第1の12の注 平24厚告269五</p>
14 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>「厚生労働大臣が定める児童等」に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所又は市町村長に届け出た基準該当児童発達支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。14において同じ。)が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場</p>	<p>平24厚告122別表第1の13の注 平24厚告270二</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
15 福祉・介護職員 処遇改善特別加算	<p>合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2から13までにより算定した単位数の100分の31に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>「厚生労働大臣が定める児童等」に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所等が、障害児に対し、指定児童発達支援等を行った場合にあっては、2から13までにより算定した単位数の100分の10に相当する単位数を加算しているか。ただし、14の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定していないか。</p>	平24厚告122別表第1の14の注 平24厚告270三

主眼事項及び着眼点（医療型児童発達支援）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 医療型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定医療型児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。）は、当該指定医療型児童発達支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定医療型児童発達支援の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第20条及び第49条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定医療型児童発達支援の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものとなっているか。</p>	<p>法第21条の5の18 平24厚令15第3条第2項</p> <p>平24厚令15第3条第3項</p> <p>平24厚令15第3条第4項</p> <p>平24厚令15第55条</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業員の員数</p> <p>2 児童発達支援管理責任者</p>	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業員及びその員数が、次のとおりとなっているか。</p> <p>一 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業員 同法に規定する診療所として必要とされる数</p> <p>二 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。） 1以上</p> <p>三 保育士 1以上</p> <p>四 看護師 1以上</p> <p>五 理学療法士又は作業療法士 1以上</p>	<p>法第21条の5の18第1項 平24厚令15第56条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
3 管理者	<p>六 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1以上</p> <p>（2）（1）の各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）が置かれているか。</p> <p>（3）（1）（2）に規定する従業者は、専ら当該指定医療型児童発達支援事業所の職務に従事する者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置するほかの社会福祉施設の職務に従事させることができる。）</p> <p>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。（ただし、指定医療型児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定医療型児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）</p>	<p>平24厚令15第56条第2項</p> <p>平24厚令15第56条第3項</p> <p>平24厚令15第56条 平24厚令15第7条準用</p>
第3 設備に関する基準	<p>（1）指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとなっているか。</p> <p>一 医療法に規定する診療所として必要とされる設備を有すること。</p> <p>二 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。</p> <p>三 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。</p> <p>（2）指定医療型児童発達支援事業所は、その階段の傾斜を緩やかにしているか。</p> <p>（3）（1）に規定する設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、（1）一に掲げる設備を除き、併せて設置する社会福祉施設の設備に兼ねることができる。）</p>	<p>法第21条の5の18第2項 平24厚令15第58条第1項</p> <p>平24厚令15第58条第2項</p> <p>平24厚令15第58条第3項</p>
第4 運営に関する基準		<p>法第21条の5の18第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
1 利用定員	指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上となっているか。	平24厚令15第59条
2 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定医療型児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第63条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定医療型児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第12条第1項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第12条第2項準用</p>
3 契約支給量の報告等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供するときは、当該指定医療型児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定医療型児童発達支援の量（（2）において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（（3）及び（4）において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p> <p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定医療型児童発達支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について（1）から（3）に準じてとりあつているか。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第13条第1項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第13条第2項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第13条第3項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第13条第4項準用</p>
4 提供拒否の禁止	指定医療型児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定医療型児童発達支援の提供を拒んでいないか。	平24厚令15第64条 平24厚令15第14条準用
5 連絡調整に対する協力	指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（第49条第1項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平24厚令15第64条 平24厚令15第15条準用

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
6 サービス提供 困難時の対応	指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。第51条第2項において同じ。）等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定医療型児童発達支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定医療型児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令15第64条 平24厚令15第16条準用
7 受給資格の 確認	指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか	平24厚令15第64条 平24厚令15第17条準用
8 障害児通所給 付費の支給の申 請に係る援助	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	平24厚令15第64条 平24厚令15第18条第1項準用 平24厚令15第64条 平24厚令15第18条第2項準用
9 心身の状況等 の把握	指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24厚令15第64条 平24厚令15第19条準用
10 指定障害児通 所支援事業者等 との連携等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	平24厚令15第64条 平24厚令15第20条第1項準用 平24厚令15第64条 平24厚令15第20条第2項準用
11 サービス提供 の記録	(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、当該指定医療型児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項を当	平24厚令15第64条 平24厚令15第21

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
12 指定医療型児童発達支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>該指定医療型児童発達支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定医療型児童発達支援を提供したことについて確認を受けているか。</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者が、指定医療型児童発達支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、第60条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。)</p>	<p>条第1項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第21条第2項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第22条第1項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第22条第2項準用</p>
13 通所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定医療型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる費用の額の支払を受けているか。</p> <p>一 当該指定医療型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額</p> <p>二 当該指定医療型児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療(食事療養(健康保険法(対象11年法律70号)第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。)を除く。以下同じ。)に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</p> <p>一 食事の提供に要する費用</p> <p>二 日用品費</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、指定医療型児童発達支援において提供される便宜に要す</p>	<p>平24厚令15第60条第1項</p> <p>平24厚令15第60条第2項</p> <p>平24厚令15第60条第3項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
14 通所利用者負担額に係る管理	<p>る費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) (3) 第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとなっているか。</p> <p>(5) 指定医療型児童発達支援事業者は、(1) から(3) までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(6) 指定医療型児童発達支援事業者は、(3) の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p> <p>指定医療型児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定医療型児童発達支援事業者が提供する指定医療型児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定医療型児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。この場合において、当該指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。</p>	<p>平24厚令15第60条第4項</p> <p>平24厚令15第60条第5項</p> <p>平24厚令15第60条第6項</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第24条準用</p>
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定医療型児童発達支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定医療型児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>平24厚令15第61条第1項</p> <p>平24厚令15第61条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
16 指定医療型児童発達支援の取扱方針	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、医療型児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定医療型児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業所の従業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、その提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第26条第1項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第26条第2項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第26条第3項準用</p>
17 児童発達支援計画の作成等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定医療型児童発達支援に係る医療型児童発達支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定医療型児童発達支援の具体的内容、指定医療型児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した医療型児童発達支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定医療型児童発達支援事業所が提供する指定医療型児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて児童発達支援計画の原案に位置付けるよう</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第27条第1項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第27条第2項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第27条第3項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第27条第4項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
18 児童発達支援管理責任者の責務	<p>努めているか。</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、医療型児童発達支援計画の原案について意見を求めているか。</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該医療型児童発達支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画を作成した際には、当該医療型児童発達支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(8) 児童発達支援管理責任者は、医療型児童発達支援計画の作成後、医療型児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、医療型児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該医療型児童発達支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</p> <p>二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(10) 医療型児童発達支援計画の変更については、(2)から(7)までの規定に準じて行っているか。</p> <p>児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>一 次条に規定する相談及び援助を行うこと。</p> <p>二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第27条第5項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第27条第6項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第27条第7項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第27条第8項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第27条第9項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第27条第10項準用 平24厚令15第64条 平24厚令15第28条準用</p>
19 相談及び援助	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っている</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第29条準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
20 指導、訓練等	<p>か。</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(4) 指定医療型児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。</p> <p>(5) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定医療型児童発達支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第30条第1項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第30条第2項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第30条第3項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第30条第4項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第30条第5項準用</p>
21 食事	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。</p> <p>(2) 食事は、(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。</p> <p>(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。</p> <p>(4) 指定医療型児童発達支援事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第31条第1項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第31条第2項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第31条第3項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第31条第4項準用</p>
22 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第32条第1項準用</p> <p>平24厚令15第64条</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令				
23 健康管理	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。</p> <p>(2) (1)の指定医療型児童発達支援事業者は、(1)の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができるが、この場合において、指定医療型児童発達支援事業者は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。</p> <table border="1" data-bbox="526 884 1157 1064"> <tr> <td data-bbox="526 884 845 985">児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断</td> <td data-bbox="845 884 1157 985">通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 985 845 1064">障害児が通学する学校における健康診断</td> <td data-bbox="845 985 1157 1064">定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業所の従業員の健康診断に当たっては、綿密な注意を払っているか。</p>	児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>平24厚令15第32条第2項準用 平24厚令15第64条 平24厚令15第33条第1項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第33条第2項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第33条第3項準用 平24厚令15第64条 平24厚令15第34条準用</p>
児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断					
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断					
24 緊急時等の対応	<p>指定医療型児童発達支援事業所の従業員は、現に指定医療型児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第33条第3項準用 平24厚令15第64条 平24厚令15第34条準用</p>				
25 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<p>平24厚令15第62条</p>				
26 管理者の責務	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所の管理者は、当該指定医療型児童発達支援事業所の従業員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業所の管理者は、当該指定医療型児童発達支援事業所の従業員に平成24年厚生労働省令第15号第3章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第36条第1項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第36条第2項準用</p>				

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
27 運営規程	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 指定医療型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六 通常の事業の実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。） 七 サービスの利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他運営に関する重要事項 	平24厚令15第63条
28 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定医療型児童発達支援を提供することができるよう、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、当該指定医療型児童発達支援事業所の従業者によって指定医療型児童発達支援を提供しているか。（ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。）</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第38条第1項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第38条第2項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第38条第3項準用</p>
29 定員の遵守	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定医療型児童発達支援の提供を行っていないか。（ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない）</p>	平24厚令15第64条 平24厚令15第39条準用
30 非常災害対策	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第40条第1項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第40条</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
31 衛生管理	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>条第2項準用 平24厚令15第64条 平24厚令15第41条第1項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第41条第2項準用</p>
32 掲示	<p>指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第43条準用</p>
33 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第44条第1項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第44条第2項準用</p>
34 虐待等の禁止	<p>指定医療型児童発達支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第45条準用</p>
35 懲戒に係る権限の濫用禁止	<p>指定医療型児童発達支援事業所の長たる指定医療型児童発達支援事業所の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第46条準用</p>
36 秘密保持等	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第47条第1項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第47条第2項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
37 情報の提供等	<p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p> <p>指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第47条第3項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第48条第1項準用</p>
38 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定医療型児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第49条第1項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第49条第2項準用</p>
39 苦情解決	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、その提供した指定医療型児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、その提供した指定医療型児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。）又は市町村長（以下この項及び次項において「都</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第50条第1項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第50条第2項準用</p> <p>平24厚令15第64条 平24厚令15第50条第3項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
40 地域との連携等	<p>道府県知事等」という。)が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定医療型児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。</p> <p>(5) 指定医療型児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、その家庭からの相談に応じ、必要な援助を行うよう努めているか。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第50条第4項準用 平24厚令15第64条 平24厚令15第50条第5項準用 平24厚令15第64条 平24厚令15第51条第1項準用 平24厚令15第64条 平24厚令15第51条第2項準用</p>
41 事故発生時の対応	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第52条第1項準用 平24厚令15第64条 平24厚令15第52条第2項準用 平24厚令15第64条 平24厚令15第52条第3項準用</p>
42 記録の整備	<p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、障害児に対する指定医療型児童発達支援の提供に関する次</p>	<p>平24厚令15第64条 平24厚令15第54条第1項準用 平24厚令15第64条</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第5 変更の届出等</p>	<p>の各号に掲げる記録を整備し、当該指定医療型児童発達支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>一 第64条において準用する第21条第1項に規定する提供した指定医療型児童発達支援に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>二 医療型児童発達支援計画</p> <p>三 第62条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>四 第64条において準用する第44条第2項に規定する身体拘束等の記録</p> <p>五 第64条において準用する第50条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 第64条において準用する第52条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定に係る医療型児童発達支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定医療型児童発達支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>平24厚令15第54条第2項準用</p> <p>法第21条の5の19第1項、第3項 施行規則第18条の35第1項</p> <p>法第21条の5の19第2項 施行規則第18条の35第4項</p>
<p>第6 障害児通所給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 医療型児童発達支援給付費</p>	<p>(1) 医療型児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第2により算定する単位数に十円を乗じて得た額を加えた額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、医療型児童発達支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所（指定通所基準第56条第1項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）又は指定医療機関（法第6条の2第3項に規定する指定医療機関をいう。以下同じ。）において、指定医療型児童発達支援（指定通所基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。以下同じ。）を行った</p>	<p>平24厚告122の一</p> <p>平24厚告122の二</p> <p>平24厚告122別表第2の1の注1</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
3 家庭連携加算	<p>場合に、障害児の障害区分に応じてそれぞれ所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定医療型児童発達支援事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 医療型児童発達支援給付費の算定に当たって、指定医療型児童発達支援事業所において、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 障害児の数が平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」に該当する場合「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」に定める割合</p> <p>② 指定医療型児童発達支援の提供に当たって、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第27条の規程に従い、医療型児童発達支援計画（同条に規定する医療型児童発達せ員計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95</p>	<p>平 24 厚 告 122 別 表 第 2 の 1 の 注 2 平24厚告271二</p>
	<p>(3) 指定通所基準第63条に規定する運営規程に定める営業時間が、「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」に定める基準に該当する場合には、所定単位数に「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業員の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数の乗じる割合」に定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定しているか。</p>	<p>平 24 厚 告 122 別 表 第 2 の 1 の 注 3 平24厚告271二</p>
	<p>(4) 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき51単位数を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平 24 厚 告 122 別 表 第 2 の 1 の 注 4</p>
	<p>指定通所基準第56条の規定により指定医療型児童発達支援事業所に置くべき従業者又は指定医療機関の職員（以下「医療型児童発達支援事業所等従業者」という。）が医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者（法第6条の2第8項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。）の同意を得て、障害児の居宅を訪問して当該障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算し</p>	<p>平 24 厚 告 122 別 表 第 2 の 2 の 注</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
4 訪問支援特別加算	<p>ているか。ただし、同一日に医療型児童発達支援給付費を算定している場合に算定していないか。</p> <p>指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において継続して指定医療型児童発達支援を利用する障害児について、連続した5日間、当該指定医療型児童発達支援の利用がなかった場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、医療型児童発達支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該障害児の居宅を訪問して当該指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関における指定医療型児童発達支援に係る相談援助等を行った場合に、1月に2回を限度として、その内容の指定医療型児童発達支援等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚 告 122 別表第 2 の 3 の注
5 食事提供加算	<p>(1) 食事提供加算(I)については、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第24条第1項第2項に掲げる通所給付決定保護者(以下「中間所得者」という。)の通所給付決定(法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。以下同じ。)に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 食事提供加算(II)については、児童福祉法施行令第24条第1項第3号に掲げる通所給付決定保護者(以下「低所得者等」という。)の通所給付決定に係る障害児に対し、指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、平成27年3月31日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚 告 122 別表第 2 の 4 の注 1 平 24 厚 告 122 別表第 2 の 4 の注 2
6 利用者負担上限額管理加算	<p>指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第64条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額(同条に規定する通所利用者負担額合計額をいう。以下同じ。)の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚 告 122 別表第 2 の 5 の注
7 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算(I)については、指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員として常勤で配置されている従業者又は指定医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。)のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、指定医療型児童発達支援を行った場合に</p>	平 24 厚 告 122 別表第 2 の 6 の注 1

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において、指定医療型児童発達支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合に算定していないか。</p> <p>① 指定通所基準第56条の規定により置くべき児童指導員若しくは保育士又は指定医療機関の職員(直接支援業務に従事する保育士又は指導員である者に限る。)(②において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</p>	平24厚告122別表第2の6の注2
8 欠席時対応加算	<p>指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において指定医療型児童発達支援等を利用する障害児が、あらかじめ当該指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、医療型児童発達支援事業所等従業者が、障害児又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。</p>	平24厚告122別表第2の7の注
9 特別支援加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所において、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」に適合する指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児1人に対し、1日につき所定単位を加算しているか。</p>	平24厚告122別表第2の8の注 平24厚告269六 平24厚告270四
10 延長支援加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所又は指定医療機関において、障害児に対して、医療型児童発達支援計画に基づき指定医療型児童発達支援を行った場合に、当該指定医療型児童発達支援を受けた障害児に対し、当該指定医療型児童発達支援を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位を加算しているか。</p>	平24厚告122別表第2の9の注 平24厚告269七
11 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>「厚生労働大臣が定める児童等」に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとし</p>	平24厚告122別表第2の10の注

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
12 福祉・介護職員 処遇改善特別加 算	<p>て都道府県知事に届け出た指定児童発達支援事業所（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。12において同じ。）が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2 から10までにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p> <p>「厚生労働大臣が定める児童等」に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型児童発達支援事業所が、障害児に対し、指定医療型児童発達支援を行った場合にあつては、2 から10までにより算定した単位数の1000分の20に相当する単位数を加算しているか。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定していないか。</p>	<p>平24厚告270五</p> <p>平24厚告122別表第2の11の注 平24厚告270六</p>

(別紙)

主眼事項及び着眼点 (放課後等デイサービス)

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
第1 基本方針	<p>(1) 放課後等デイサービスに係る指定通所支援(以下「指定放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)は、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定放課後等デイサービスの提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第20条及び第49条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービスの事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとなっているか。</p>	法第21条の5の18 平24厚令15第3条第2項 平24厚令15第3条第3項 平24厚令15第3条第4項 平24厚令15第65条
第2 人員に関する基準 1 従業員の員数 2 児童発達支援管理責任者	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者が指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとなっているか。</p> <p>一 指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上</p> <p>イ 障害児の数が10までのもの 2以上</p> <p>ロ 障害児の数が10を超えるもの 2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上</p>	法第21条の5の18第1項 平24厚令15第66条第1項

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>3 管理者</p> <p>第3 設備に関する基準</p> <p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 利用定員</p> <p>2 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>二 児童発達支援管理責任者 1以上</p>	
	<p>(2) (1)の各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)が置かれているか。(この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。)</p>	<p>平24厚令15第66条第2項</p>
	<p>(3) (1)の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤となっているか。</p>	<p>平24厚令15第66条第4項</p>
	<p>(4) (1)に掲げる児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤となっているか。</p>	<p>平24厚令15第66条第5項</p>
	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。(ただし、指定放課後等デイサービス事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定放課後等デイサービス事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。)</p>	<p>平24厚令15第67条 平24厚令15第7条準用</p>
	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けているか。</p>	<p>法第21条の5の18第2項 平24厚令15第68条第1項</p>
	<p>(2) (1)に規定する指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えているか。</p>	<p>平24厚令15第68条第2項</p>
	<p>(3) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。)</p>	<p>平24厚令15第68条第3項</p>
	<p>指定放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上となっているか。</p>	<p>法第21条の5の18第2項 平24厚令15第69条</p>
	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定保護者が指定放課後等デイサービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者(以下「利用申込者」という</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第12条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
3 契約支給量の報告等	<p>。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第71条において準用する第63条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定放課後等デイサービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	
	<p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第12条第2項準用</p>
	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供するときは、当該放課後等デイサービスの内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定放課後等デイサービスの量（(2)において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（(3)及び(4)において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第13条第1項準用</p>
	<p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第13条第2項準用</p>
	<p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第13条第3項準用</p>
	<p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じてとりあつているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第13条第4項準用</p>
4 提供拒否の禁止	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、正当な理由がなく、指定放課後等デイサービスの提供を拒んでいないか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第14条準用</p>
5 連絡調整に対する協力	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者（第49条第1項において「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第15条準用</p>
6 サービス提供困難時の対応	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の通常の事業の実施地域（当該指定放課後等デイサービス事業所が通常時に指定放課後等デイサービスを提供する地域をいう。第71条にお</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第16条準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
7 受給資格の確認	<p>いて準用する第63条第6号において同じ。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定放課後等デイサービスを提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定放課後等デイサービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p> <p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第17条準用</p>
8 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスに係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第18条第1項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第18条第2項準用</p>
9 心身の状況等の把握	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第19条準用</p>
10 指定障害児通所支援事業者等との連携等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第20条第1項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第20条第2項準用</p>
11 サービス提供の記録	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、当該指定放課後等デイサービスの提供日、内容その他必要な事項を当該指定放課後等デイサービスの提供の都度記録しているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第21条第1項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
12 指定放課後等 デイサービス事 業者が通所給付 決定保護者に求 めることのでき る金銭の支払の 範囲等	<p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定放課後等デイサービスを提供したことについて確認を受けているか。</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者が、指定放課後等デイサービスを提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、第70条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。)</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第21条第2項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第22条第1項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第22条第2項準用</p>
13 通所利用者負 担額の受領	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>平24厚令15第70条第1項</p> <p>平24厚令15第70条第2項</p> <p>平24厚令15第70条第3項</p> <p>平24厚令15第70条第4項</p> <p>平24厚令15第70条第5項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
14 通所利用者負担額に係る管理	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定放課後等デイサービス事業者が提供する指定放課後等デイサービス及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しているか。この場合において、当該指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第24条準用</p>
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領により指定放課後等デイサービスに係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスに係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定放課後等デイサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第25条第1項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第25条第2項準用</p>
16 指定放課後等デイサービスの取扱方針	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、放課後等デイサービス計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定放課後等デイサービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第26条第1項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第26条第2項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第26条第3項準用</p>
17 放課後等デイサービス計画の作成等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定放課後等デイサービスに係る放課後等デイサービス計画の作成に関する業務を担当させているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第1項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>(2) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定放課後等デイサービスの具体的内容、指定放課後等デイサービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した放課後等デイサービス計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定放課後等デイサービス事業所が提供する指定放課後等デイサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて放課後等デイサービス計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、放課後等デイサービス計画の原案について意見を求めているか。</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該放課後等デイサービス計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画を作成した際には、当該放課後等デイサービス計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(8) 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービス計画の作成後、放課後等デイサービス計画の</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第2項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第3項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第4項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第5項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第6項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第7項準用</p> <p>平24厚令15第71条</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
18 児童発達支援 管理責任者の責 務	<p>実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、放課後等デイサービス計画の見直しを行い、必要に応じて、当該放課後等デイサービス計画の変更を行っているか。</p>	平24厚令15第27条第8項準用
	<p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。</p> <p>一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。</p> <p>二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第9項準用
	<p>(10) 放課後等デイサービス計画の変更については、(2)から(7)までの規定に準じて行っているか。</p>	平24厚令15第71条 平24厚令15第27条第10項準用
	<p>児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>一 次条に規定する相談及び援助を行うこと。</p> <p>二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	平24厚令15第71条 平24厚令15第28条準用
19 相談及び援助	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	平24厚令15第71条 平24厚令15第29条準用
20 指導、訓練等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。</p>	平24厚令15第71条 平24厚令15第30条第1項
	<p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p>	平24厚令15第71条 平24厚令15第30条第2項準用
	<p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。</p>	平24厚令15第71条 平24厚令15第30条第3項準用
	<p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。</p>	平24厚令15第71条 平24厚令15第30

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
21 社会生活上の 便宜の供与等	<p>(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定放課後等デイサービス事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>条第4項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第30条第5項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第32条第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第32条第2項準用</p>
22 緊急時等の対応	<p>指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、現に指定放課後等デイサービスの提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第34条準用</p>
23 通所給付決定 保護者に関する 市町村への通知	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第35条準用</p>
24 管理者の責務	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業所の管理者は、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第4章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第36条第1項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第36条第2項準用</p>
25 運営規程	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 事業の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 営業日及び営業時間 四 利用定員 五 指定放課後等デイサービスの内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 六 通常の事業の実施地域 	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第63条準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
26 勤務体制の確保等	<p>七 サービスの利用に当たっての留意事項 八 緊急時等における対応方法 九 非常災害対策 十 虐待の防止のための措置に関する事項 十一 その他運営に関する重要事項</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対し、適切な指定放課後等デイサービスを提供することができるよう、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに、当該指定放課後等デイサービス事業所の従業者によって指定放課後等デイサービスを提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第38条第1項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第38条第2項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第38条第3項準用</p>
27 定員の遵守	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、指定放課後等デイサービスの提供を行っていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第39条準用</p>
28 非常災害対策	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第40条第1項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第40条第2項準用</p>
29 衛生管理	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第41条第1項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第41条第2項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
30 協力医療機関	指定放課後等デイサービス事業者は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第42条準用
31 掲示	指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第43条準用
32 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第44条第1項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第44条第2項準用</p>
33 虐待等の禁止	指定放課後等デイサービス事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	平24厚令15第71条 平24厚令15第45条準用
35 秘密保持等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第47条第1項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第47条第2項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第47条第3項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
38 情報の提供等	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第48条第1項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第48条第2項準用</p>
39 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定放課後等デイサービス事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第49条第1項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第49条第2項準用</p>
40 苦情解決	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供した指定放課後等デイサービスに関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。）又は市町村長（以下この項及び次項において「都道府県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定放課後等デイサービス事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第50条第1項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第50条第2項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第50条第3項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
41 地域との連携等	<p>定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定放課後等デイサービス事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。</p> <p>(5) 指定放課後等デイサービス事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p> <p>指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第50条第4項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第50条第5項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第51条第1項準用</p>
42 事故発生時の対応	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第52条第1項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第52条第2項準用</p> <p>平24厚令15第71条 平24厚令15第52条第3項準用</p>
43 会計の区分	<p>指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第53条準用</p>
44 記録の整備	<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、障害児に対する指定放課後等デイサービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定放課後等デイサービスを提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>一 第71条において準用する第21条第1項に規定する提供した指定放課後等デイサービスに係る必要な事項の提供の記録</p>	<p>平24厚令15第71条 平24厚令15第54条第1項準用 平24厚令15第71条 平24厚令15第54条第2項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
第5 変更の届出等	<p>二 放課後等デイサービス計画</p> <p>三 第71条において準用する第35条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>四 第71条において準用する第44条第2項に規定する身体拘束等の記録</p> <p>五 第71条において準用する第50条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 第71条において準用する第52条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(1) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定に係る放課後等デイサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定放課後等デイサービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>法第21条の5の19第1項、第3項 施行規則第18条の35第1項</p> <p>法第21条の5の19第2項 施行規則第18条の35第4項</p>
第6 障害児通所給付費の算定及び取扱い 1 基本事項	<p>(1) 児童発達支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第3により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、放課後等デイサービスに要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平24厚告122の一 平24厚告128</p> <p>平24厚告122の二</p>
2 放課後等デイサービス給付費	<p>(1) 障害児に対し授業終了後に指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合を除く。）については、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）をいう。以下同じ。）に就学している障害児（以下「就学児」という。）（重症心身障害児を除く。）に対し、授業終了後に、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合する</p>	<p>平24厚告122別表第3の1の注1 平24厚告269八</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>ものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定放課後等デイサービスの単位（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第66条第3項に規定する指定放課後等デイサービスの単位をいう。以下同じ。）において、指定放課後等デイサービス（指定通所基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。以下同じ。）を行った場合又は「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして市町村長に届け出た放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）において、基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合を除く。）については、就学児又は平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」に定める児童（以下「就学児等」という。）（重症心身障害児を除く。）に対し、休業日に、指定放課後等デイサービスの単位又は基準該当放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス（以下「放課後等デイサービス等」という。）を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(3) 重症心身障害児に対し授業終了後に指定放課後等デイサービスを行う場合については、就学児（重症心身障害児に限る。）に対し、授業の終了後に、「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>(4) 重症心身障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合については、就学児（重症心身障害児に限る。）に対し、休業日に、「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして届け出た指定放課後等デイサービスの単位において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。</p>	<p>平 24 厚 告 122 別 表 第 3 の 1 の 注 2 平24厚告270七</p> <p>平 24 厚 告 122 別 表 第 3 の 1 の 注 3 平24厚告269九</p> <p>平 24 厚 告 122 別 表 第 3 の 1 の 注 4 平24厚告269九</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>(5) 放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、次のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 障害児の数又は従業者の員数が平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」に該当する場合 「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」で定める割合</p> <p>② 指定放課後等デイサービスの提供に当たって、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、放課後等デイサービス計画（同条に規定する放課後等デイサービス計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合 100分の95</p> <p>(6) 障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合を除く。）又は重症心身障害児に対し休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合に係る放課後等デイサービス給付費の算定に当たって、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第63条に規定する運営規程に定める営業時間が、「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」に該当する場合には、所定単位数に「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」に定める割合を乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所（指定通所基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。以下同じ。）において指定放課後等デイサービスを行った場合又は「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所において基準該当放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>イ 主として障害児（重症心身障害児を除く。）に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行った場合（ロに該当する場合を除く。）</p> <p>① 利用定員が10人以下の場合 205単位</p>	<p>平24厚告122別表第3の1の注5 平24厚告271三</p> <p>平24厚告122別表第3の1の注6 平24厚告271三</p> <p>平24厚告122別表第3の1の注7 平24厚告269十</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
3 家庭連携加算	<p>② 利用定員が11人以上20人以下の場合 102単位</p> <p>③ 利用定員が21人以上の場合 68単位</p> <p>ロ 主として重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行った場合</p> <p>① 利用定員が5人以下の場合 410単位</p> <p>② 利用定員が6人以上10人以下の場合 205単位</p> <p>③ 利用定員が11人以上の場合 102単位</p> <p>(8) 常時見守りが必要な就学児への支援や就学児等の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、放課後等デイサービス給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、指導員又は保育士を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合には算定していないか。</p> <p>指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所(指定通所基準第71条の4において準用する同令第54条の6及び第54条の7の規定による基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。)において、指定通所基準第66条又は第71条の2の規定により指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者(以下「放課後等デイサービス事業所等従業者」という。)が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者(法第6条の2第8項の通所給付決定保護者をいう。以下同じ。)の同意を得て、就学児等の居宅を訪問して就学児等及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、1月につき4回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービス(以下「指定放課後等デイサービス等」という。)を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。ただし、同一日に放課後等デイサービス給付費を算定している場合に算定していないか。</p>	<p>平 24 厚 告 122 別 表 第 3 の 1 の 注 8</p> <p>平 24 厚 告 122 別 表 第 3 の 2 の 注</p>
4 訪問支援特別加算	<p>指定放課後等デイサービス事業所等において継続して指定放課後等デイサービス等を利用する就学児等について、連続した5日間、当該指定放課後等デイサービス等の利用がなかった場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、放課後等デイサービス計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得て、当該就学児等の居宅を訪問して当該指定放課後等デイサービス事業所等における指定放課後等デイサービス等に係る相談援助等を行った場合に、1</p>	<p>平 24 厚 告 122 別 表 第 3 の 3 の 注</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
5 利用者負担上限額管理加算	<p>月に2回を限度として、その内容の指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算しているか。</p> <p>指定放課後等デイサービス事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第71条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額（同条に規定する通所利用者負担額合計額をいう。以下同じ。）の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚告122別表第3の4の注
6 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算(I)については、指定通所基準第66条の規定により置くべき指導員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算(II)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、指定放課後等デイサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合に算定していないか。</p> <p>① 指定通所基準第71条規定により置くべき指導員又は保育士(②において「指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</p>	平24厚告122別表第3の5の注1 平24厚告122別表第3の5の注2
7 欠席時対応加算	指定放課後等デイサービス事業所等において指定放課後等デイサービス等を利用する就学児等が、あらかじめ当該指定放課後等デイサービス事業所等の利用を予定した日に、急病等によりその利用を中止した場合において、放課後等デイサービス事業所等従業者が、就学児等又はその家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該就学児等の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、1月につき4回を限度として、所定単位数を算定しているか。	平24厚告122別表第3の6の注
8 特別支援加算	「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所において、「厚生労働大臣が定める児童等」に適合する指定放課後等デイサービスを行った場	平24厚告122別表第3の7の注 平24厚告269十一

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
9 医療連携体制加算	<p>合に、当該指定放課後等デイサービスを受けた就学児等1人に対し、1日につき所定単位を加算しているか。</p> <p>(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)については、医療機関等との連携により、看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が就学児等に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合に算定していないか。</p> <p>(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が2以上の就学児等に対して看護を行った場合に、当該看護を受けた就学児等に対し、1回の訪問につき8名を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合に算定していないか。</p> <p>(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)については、医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第3条第1項に規定する認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。)に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合に算定していないか。</p> <p>(4) 医療連携体制加算(Ⅳ)については、喀痰吸引等(社会福祉士及び介護福祉士法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、就学児等1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算(Ⅰ)若しくは医療連携体制加算(Ⅱ)又は重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合に算定していないか。</p>	<p>平24厚告270八</p> <p>平24厚告122別表第3の8の注1</p> <p>平24厚告122別表第3の8の注2</p> <p>平24厚告122別表第3の8の注3</p> <p>平24厚告122別表第3の8の注4</p>
10 送迎加算	<p>就学児等に対して、その居宅又は就学児等が通学している学校と指定放課後等デイサービス事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚告122別表第1の11の注</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
11 延長支援加算	<p>「厚生労働大臣が定める施設基準」に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等において、就学児等に対して、放課後等デイサービス計画に基づき指定放課後等デイサービスを行った場合に、当該指定放課後等デイサービス等を受けた就学児に対し、当該指定放課後等デイサービス等を行うのに要する標準的な延長時間で所定単位を加算しているか。</p>	<p>平24厚告122別表第3の10の注 平24厚告269十二</p>
12 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>「厚生労働大臣が定める児童等」に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所又は市町村長に届け出た基準該当放課後等デイサービス事業所（国、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。13において同じ。）が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 2から11までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	<p>平24厚告122別表第3の11の注 平24厚告270九</p>
13 福祉・介護職員 処遇改善特別加算	<p>「厚生労働大臣が定める児童等」に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定放課後等デイサービス事業所等が、就学児等に対し、指定放課後等デイサービス等を行った場合にあっては、2から11までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算しているか。ただし、12の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定していないか。</p>	<p>平24厚告122別表第3の12の注 平24厚告270十</p>

主眼事項及び着眼点（保育所等訪問支援）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
第1 基本方針	<p>(1) 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業を行う者（以下「指定保育所等訪問支援事業者という。」）は、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定保育所等訪問支援の提供に努めているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第20条及び第49条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとなっているか。</p>	<p>法第21条の5の18 平24厚令15第3条第2項</p> <p>平24厚令15第3条第3項</p> <p>平24厚令15第3条第4項</p> <p>平24厚令15第72条</p>
第2 人員に関する基準 1 従業員の員数 2 児童発達支援管理責任者	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数が、次のとおりとなっているか。</p> <p>一 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数</p> <p>二 児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1以上</p> <p>(2) (1)第2号に掲げる児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支</p>	<p>法第21条の5の18第1項 平24厚令15第73条第1項</p> <p>平24厚令15第6条第6項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>3 管理者</p> <p>第3 設備に関する基準</p> <p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 契約支給量の報告等</p>	<p>援事業所の職務に従事する者となっているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者が置かれているか。（ただし、第73条第1項第1号に掲げる訪問支援員及び同項第2号に掲げる児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、指定保育所等訪問支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定保育所等訪問支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。）</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品等を備えているか。</p> <p>(2) (1)に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものとなっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。）</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定保護者が指定保育所等訪問支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第78条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定保育所等訪問支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供するときは、当該指定保育所等訪問支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定保育所等訪問支援の量（（2）において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（（3）及び（4）において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しているか。</p>	<p>平24厚令15第74条 平24厚令15第7条準用</p> <p>法第21条の5の18第2項 平24厚令15第75条第1項</p> <p>平24厚令15第75条第2項</p> <p>法第21条の5の18第2項 平24厚令15第79条 平24厚令15第12条第1項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第12条第2項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第13条第1項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>(2) 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えていないか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の利用に係る契約をしたときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について(1)から(3)に準じてとりあつているか。</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第13条第2項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第13条第3項準用</p>
3 提供拒否の禁止	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、正当な理由がなく、指定保育所等訪問支援の提供を拒んでいないか。</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第14条準用</p>
4 連絡調整に対する協力	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の利用について市町村又は障害児相談支援事業を行う者(第49条第1項において「障害児相談支援事業者」という。)が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第15条準用</p>
5 サービス提供困難時の対応	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の通常の事業の実施地域(当該指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。)等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定保育所等訪問支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定保育所等訪問支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第16条準用</p>
6 受給資格の確認	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供を求められた場合は、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定をされた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第17条準用</p>
7 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援に係る通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援に係る通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第18条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第18条第2項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
8 心身の状況等の把握	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24厚令15第79条 平24厚令15第19条準用
9 指定障害児通所支援事業者等との連携等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第20条第1項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第20条第2項準用</p>
10 サービス提供の記録	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、当該指定保育所等訪問支援の提供日、内容その他必要な事項を当該指定保育所等訪問支援の提供の都度記録しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定保育所等訪問支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第21条第1項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第21条第2項準用</p>
11 身分を証する書類の携行	指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平24厚令15第76条
12 指定保育所等訪問支援事業者が通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者が、指定保育所等訪問支援を提供する通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接通所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該通所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限られているか。</p> <p>(2) 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、第77条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。)</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第22条第1項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第22条第2項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
13 通所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業実施地域(当該指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。第78条第5号において同じ。)以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定保育所等訪問支援事業者は、(3)の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、通所給付決定保護者の同意を得ているか。</p>	<p>平24厚令15第77条第1項</p> <p>平24厚令15第77条第2項</p> <p>平24厚令15第77条第3項</p> <p>平24厚令15第77条第4項</p> <p>平24厚令15第77条第5項</p>
14 通所利用者負担額に係る管理	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定保育所等訪問支援事業者が提供する指定保育所等訪問支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定保育所等訪問支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。)を算定しているか。この場合において、当該指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しているか。</p>	<p>平24厚令15第79条</p> <p>平24厚令15第24条準用</p>
15 障害児通所給付費の額に係る通知等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領により指定保育所等訪問支援に係る障害児通所給付費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児</p>	<p>平24厚令15第79条</p> <p>平24厚令15第25条第1項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
16 指定保育所等 訪問支援の取扱 方針	<p>通所給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定保育所等訪問支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対して交付しているか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、保育所等訪問支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第25条第2項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第26条第1項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第26条第2項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第26条第3項準用</p>
17 保育所等訪問 支援計画の作成 等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、児童発達支援管理責任者に指定保育所等訪問支援に係る保育所等訪問支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第27条第1項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第27条第2項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第27条第3項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第27条第4項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>の質を向上させるための課題、指定保育所等訪問支援の具体的内容、指定保育所等訪問支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した保育所等訪問支援計画の原案を作成しているか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定保育所等訪問支援事業所が提供する指定保育所等訪問支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて保育所等訪問支援計画の原案に位置付けるよう努めているか。</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、保育所等訪問支援計画の原案について意見を求めているか。</p> <p>(6) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該保育所等訪問支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画を作成した際には、当該保育所等訪問支援計画を通所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(8) 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成後、保育所等訪問支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、保育所等訪問支援計画の見直しを行い、必要に応じて、当該保育所等訪問支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 一 定期的に通所給付決定保護者及び障害児に面接すること。 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p> <p>(10) 保育所等訪問支援計画の変更については、(2)から(7)までの規定に準じて行っているか。</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第27条第5項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第27条第6項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第27条第7項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第27条第8項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第27条第9項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第27条第10項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
18 児童発達支援管理責任者の責務	<p>児童発達支援管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行っているか。</p> <p>一 次条に規定する相談及び援助を行うこと。</p> <p>二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>	<p>平24厚令15第79条</p> <p>平24厚令15第28条準用</p>
19 相談及び援助	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	<p>平24厚令15第79条</p> <p>平24厚令15第29条準用</p>
20 指導、訓練等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。</p> <p>(5) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対して、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、指定保育所等訪問支援事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていないか。</p>	<p>平24厚令15第79条</p> <p>平24厚令15第30条第1項準用</p> <p>平24厚令15第79条</p> <p>平24厚令15第30条第2項準用</p> <p>平24厚令15第79条</p> <p>平24厚令15第30条第3項準用</p> <p>平24厚令15第79条</p> <p>平24厚令15第30条第4項準用</p> <p>平24厚令15第79条</p> <p>平24厚令15第30条第5項準用</p>
21 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めているか。</p>	<p>平24厚令15第79条</p> <p>平24厚令15第32条第1項準用</p> <p>平24厚令15第79条</p> <p>平24厚令15第32条第2項準用</p>
22 緊急時等の対応	<p>指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、現に指定保育所等訪問支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平24厚令15第79条</p> <p>平24厚令15第34条準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
23 通所給付決定保護者に関する市町村への通知	指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平24厚令15第79条 平24厚令15第35条準用
24 管理者の責務	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業所の管理者は、当該指定保育所等訪問支援事業所の従業者に平成24年厚生労働省令第15号第5章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	平24厚令15第79条 平24厚令15第36条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第36条第2項準用
25 運営規程	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p> <p>四 指定保育所等訪問支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>五 通常の事業の実施地域</p> <p>六 サービスの利用に当たっての留意事項</p> <p>七 緊急時等における対応方法</p> <p>八 虐待防止のための措置に関する事項</p> <p>九 その他運営に関する重要事項</p>	平24厚令15第78条
26 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対し、適切な指定保育所等訪問支援を提供することができるよう、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、当該指定保育所等訪問支援事業者の従業者によって指定保育所等訪問支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	平24厚令15第79条 平24厚令15第38条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第38条第2項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第38条第3項準用
27 衛生管理	(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平24厚令15第79条 平24厚令15第41条第1項準用

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
28 掲示	<p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第41条第2項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第43条準用</p>
29 身体拘束等の禁止	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第44条第1項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第44条第2項準用</p>
30 虐待等の禁止	<p>指定保育所等訪問支援事業所の従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第45条準用</p>
31 秘密保持等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定障害児入所施設等（法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等をいう。）、指定障害福祉サービス事業者等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。）その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第47条第1項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第47条第2項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第47条第3項準用</p>
32 情報の提供等	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該指定保育所等訪問支援事業者が実施する事業の内容に関す</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第48条第1項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
33 利益供与等の禁止	<p>る情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定保育所等訪問支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第48条第2項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第49条第1項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第49条第2項準用</p>
34 苦情解決	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供した指定保育所等訪問支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。）又は市町村長（以下この項及び次項において「都道府県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定保育所等訪問支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第50条第1項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第50条第2項準用</p> <p>平24厚令15第79条 平24厚令15第50条第3項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
35 地域との連携等	<p>(4) 指定保育所等訪問支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事等に報告しているか。</p> <p>(5) 指定保育所等訪問支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p> <p>指定保育所等訪問支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第50条第4項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第50条第5項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第51条第1項準用</p>
36 事故発生時の対応	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第52条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第52条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第52条第3項準用</p>
37 会計の区分	<p>指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定保育所等訪問支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第53条準用</p>
38 記録の整備	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定保育所等訪問支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>一 第79条において準用する第21条第1項に規定する提供した指定保育所等訪問支援に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>二 保育所等訪問支援計画</p> <p>三 第79条において準用する第35条の規定による市町村への通知に係る記録</p> <p>四 第79条において準用する第44条第2項に規定する身体拘束等の記録</p> <p>五 第79条において準用する第50条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p>	<p>平24厚令15第79条 平24厚令15第54条第1項準用 平24厚令15第79条 平24厚令15第54条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
第5 変更の届出等	<p>六 第79条において準用する第52条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(1) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定に係る保育所等訪問支援事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定保育所等訪問支援の事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定保育所等訪問支援事業者は、当該指定保育所等訪問支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>法第21条の5の19第1項、第3項 施行規則第18条の35第1項</p> <p>法第21条の5の19第2項 施行規則第18条の35第4項</p>
第6 障害児通所給付費の算定及び取扱い 1 基本事項	<p>(1) 保育所等訪問支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第122号の別表「障害児通所給付費単位数表」第4により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める1単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、保育所等訪問支援に要する費用を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p>	<p>平24厚告122の一 平24厚告128</p> <p>平24厚告122の二</p>
2 保育所等訪問支援給付費	<p>(1) 指定保育所等訪問支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所基準」という。）第73条に規定する指定保育所等訪問支援事業所をいう。以下同じ。）において、指定保育所等訪問支援（指定通所基準第72条に規定する指定保育所等訪問支援をいう。以下同じ。）を行った場合に、所定単位数を算定しているか。</p> <p>(2) 保育所等訪問支援給付費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。 ① 指定保育所等訪問支援の提供に当たって、（指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第27条の規定に従い、保育所等訪問支援計画（同条に規定する保育所等訪問支援計画を</p>	<p>平24厚告122別表第4の1の注1</p> <p>平24厚告122別表第4の1の注2</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
3 利用者負担上限額管理加算	<p>いう。以下同じ。) が作成されていない場合 100分の95</p> <p>② 同一日に複数の障害児に指定保育所等訪問支援を提供した場合 100分の93</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者を専任で配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所において、指定保育所等訪問支援を行った場合に、1日につき68単位を所定単位数に加算しているか。</p> <p>指定放課後等訪問支援事業所が通所給付決定保護者から依頼を受け、指定通所基準第79条において準用する指定通所基準第24条の規定により、通所利用者負担額合計額(同条に規定する通所利用者負担額合計額をいう。以下同じ。)の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚告122別表第4の1の注3</p> <p>平24厚告122別表第4の2の注</p>
4 福祉・介護職員処遇改善加算	<p>平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める児童等」に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所(国、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。5において同じ。)が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 2及び3により算定した単位数の1000分の32に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	<p>平24厚告122別表第4の3の注 平24厚告270十一</p>
5 福祉・介護職員処遇改善特別加算	<p>「厚生労働大臣が定める児童等」に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定保育所等訪問支援事業所が、障害児に対し、指定保育所等訪問支援等を行った場合にあっては、2及び3により算定した単位数の1000分の11に相当する単位数を加算しているか。ただし、4の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定していないか。</p>	<p>平24厚告122別表第4の4の注 平24厚告270十二</p>

主眼事項及び着眼点（福祉型障害児入所施設）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第1 一般原則</p>	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成23年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第46条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(4) 指定福祉型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>法第24条の12 平24厚令16第3条第1項</p> <p>平24厚令16第3条第2項</p> <p>平24厚令16第3条第3項</p> <p>平24厚令16第3条第4項</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>(1) 嘱託医</p> <p>(2) 看護師</p>	<p>指定福祉型障害児入所施設に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>1 名以上配置されているか。</p> <p>イ又はロに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数</p> <p>イ 主として自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設 おおむね障害児の数を20で除して得た数以上配置されているか</p> <p>ロ 主として肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）のある児</p>	<p>法第24条の12第1項</p> <p>平24厚令16第4条第1項</p> <p>平24厚令16第4条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
(3) 児童指導員及び保育士	<p>童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 1 名以上配置されているか。</p> <p>①から③までに掲げる指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ①から③までに定める数配置しているか。</p> <p>また、児童指導員及び保育士が 1 名以上配置されているか。</p> <p>① 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を4.3で除して得た数以上（30人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該数に 1 を加えた数以上）</p> <p>② 主として盲児又はろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設通じておおむね障害児である乳児又は幼児の数を 4 で除して得た数及び障害児である少年の数を五で除して得た数の合計数以上（35人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、当該合計数に 1 を加えた数以上）</p> <p>③ 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を3.5で除して得た数以上</p>	平24厚令16第4条第1項
(4) 栄養士	1 名以上配置しているか。（ただし、40人以下の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設にあっては、置かないことができる。）	平24厚令16第4条第1項
(5) 調理員	1 名以上配置しているか。（ただし、調理業務の全部を委託する指定福祉型障害児入所施設にあっては、置かないことができる。）	平24厚令16第4条第1項
(6) 児童発達支援管理責任者	1 名以上配置しているか。	平24厚令16第4条第1項
(7) 医師	主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合、配置しているか。	平24厚令16第4条第2項
(8) 心理指導担当職員	心理指導を行う必要があると認められる障害児 5 人以上に心理指導を行う場合、配置しているか。	平24厚令16第4条第2項
(9) 職業指導員	職業指導を行う場合、配置しているか。	平24厚令16第4条第2項
(10) 職員の専従	(2) から (9) に規定する従業者は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の職務に従事する者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(4) 及び (5) については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）	平24厚令16第4条第3項
(11) 人員に関する特例	指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害者支	平24厚令16第4条第4項

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第3 設備に関する基準 設備</p>	<p>援施設をいう。第3 設備に関する基準において同じ。)の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービス(同法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスをいう。第3 設備に関する基準において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第172号。第3 設備に関する基準において「指定障害者支援施設基準」という。)第2人員に関する基準に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第2 人員に関する基準に規定する基準を満たしているものとみなしているか。</p> <p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、居室、調理室、浴室、便所、医務室及び静養室を設けているか。 (30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として知的障害のある児童を入所させるものにあつては医務室を、30人未満の障害児を入所させる指定福祉型障害児入所施設であって主として盲ろうあ児を入所させるものにあつては医務室及び静養室を設けないことができる。)</p> <p>(2) 次の一から四に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、上記に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けているか。 一 主として知的障害のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 入所している障害児の年齢、適性等に応じた職業指導に必要な設備(以下二から四までにおいて「職業指導に必要な設備」という。) 二 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備 三 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備 四 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>(3) 居室については、一から四までの基準となっているか。 一 定員4名以下となっているか。</p>	<p>法第24条の12第2項 平24厚令16第5条第1項</p> <p>平24厚令16第5条第2項</p> <p>平24厚令16第5条第3項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>2 提供拒否の禁止</p> <p>3 あっせん、調整及び要請に対す</p>	<p>二 障害児1人当たりの床面積が4.95平方メートル以上となっているか。</p> <p>三 乳幼児のみの1の居室の定員は6人以下とし、1人当たりのとこ面積は3.3平方メートル以上となっているか。</p> <p>四 入所している障害児の年齢等に応じ、男女と女子の居室を別になっているか。</p>	
	<p>(4) 主として盲児又は肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしているか。</p>	<p>平24厚令16第5条第4項</p>
	<p>(5) (1)及び(2)に規定する設備は、専ら当該指定福祉型障害児入所施設の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(1)及び(2)に規定する設備(居室を除く。)については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)</p>	<p>平24厚令16第5条第5項</p>
	<p>(6) 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、指定入所支援と施設障害福祉サービスとを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害者支援施設基準第六条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなしているか。</p>	<p>平24厚令16第5条第6項</p>
	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った入所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第34条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>法第24条の12第2項</p>
	<p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	<p>平24厚令16第6条第1項</p>
	<p>指定福祉型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んでいないか。</p>	<p>平24厚令16第6条第2項</p>
	<p>指定福祉型障害児入所施設は、法第24条の19第2項の規定により指定入所支援の利用について都道府県</p>	<p>平24厚令16第7条</p>
	<p>指定福祉型障害児入所施設は、法第24条の19第2項の規定により指定入所支援の利用について都道府県</p>	<p>平24厚令16第8条</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
る協力	が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。	
4 サービス提供 困難時の対応	指定福祉型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。	平24厚令16第9条
5 受給資格の 確認	指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認しているか。	平24厚令16第10条
6 障害児入所給 付費の支給の申 請に係る援助	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平24厚令16第11条第1項
	(2) 指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。	平24厚令16第11条第2項
7 心身の状況等 の把握	指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平24厚令16第12条
8 居住地の変更 が見込まれる者 への対応	指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しなければならない。	平24厚令16第13条
9 入退所の記録 の記載等	(1) 指定福祉型障害児入所施設は、入所又は退所際には、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（次において「入所受給者証記載事項」という。）を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載しなければならない。	平24厚令16第14条第1項
	(2) 指定福祉型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しているか。	平24厚令16第14条第2項
	(3) 指定福祉型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しているか。	平24厚令16第14条第3項

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
10 サービスの提供の記録	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平24厚令16第15条第1項</p> <p>平24厚令16第15条第2項</p>
11 指定福祉型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限っているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、「入所利用者負担額の受領」の(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)</p>	<p>平24厚令16第16条第1項</p> <p>平24厚令16第16条第2項</p>
12 入所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額の支払を受けているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の一から三に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けているか。</p> <p>一 食事の提供に要する費用及び光熱水費(法第24条の7第1項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に支給された場合は、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第27条の6第1項に規定する食費等の基準費用額(法第24条の7第2項において準用する法第24条の3第9項の規定により特定入所障害児食費等給付費が入所給付決定保護者に代わり当該福祉型障害児入所施設に支払われた場合は、同令第27条の6第1項に規定する食費等の負担限度額)を限度としている</p>	<p>平24厚令16第17条第1項</p> <p>平24厚令16第17条第2項</p> <p>平24厚令16第17条第3項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
13 入所利用者負担額に係る管理	<p>か。)</p> <p>二 日用品費</p> <p>三 前2号に掲げるもののほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認めているか</p> <p>(4) (3)①に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとしているか。</p> <p>(5) 指定福祉型障害児入所施設は、(1)から(3)までの費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(6) 指定福祉型障害児入所施設は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得ているか。</p> <p>指定福祉型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額(以下13において「入所利用者負担額合計額」という。)を算定しているか。この場合において、当該指定福祉型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しているか。</p>	<p>平24厚令16第17条第4項</p> <p>平24厚令16第17条第5項</p> <p>平24厚令16第17条第6項</p> <p>平24厚令16第18条</p>
14 障害児入所給付費等の額に係る通知等	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、第17条第2項の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>平24厚令16第19条第1項</p> <p>平24厚令16第19条第2項</p>
15 指定入所支援の取扱方針	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提</p>	<p>平24厚令16第20条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
16 入所支援計画の作成等	<p>供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p>	
	<p>(2) 指定福祉型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p>	平24厚令16第20条第2項
	<p>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	平24厚令16第20条第3項
	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p>	平24厚令16第21条第1項
	<p>(2) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p>	平24厚令16第21条第2項
	<p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p>	平24厚令16第21条第3項
	<p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。</p>	平24厚令16第21条第4項
<p>(5) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めているか。</p>	平24厚令16第21条第5項	
<p>(6) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</p>	平24厚令16第21条第6項	

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>(7) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。</p>	平24厚令16第21条第7項
	<p>(8) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（9）において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行っているか。</p>	平24厚令16第21条第8項
	<p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次の一、二に定めるところにより行っているか。 一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。 二 定期的にモニタリングの結果を記録しているか。</p>	平24厚令16第21条第9項
	<p>(10) (2) から (7) までの規定は、(8) に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。</p>	平24厚令16第21条第10項
17 児童発達支援管理責任者の責務	<p>児童発達支援管理責任者は、16に規定する業務のほか、一及び二に掲げる業務を行っているか。 一 18に規定する検討及び必要な援助並びに第24条に規定する相談及び援助を行っているか。 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行っているか。</p>	平24厚令16第22条
18 検討等	<p>指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行っているか。</p>	平24厚令16第23条
19 相談及び援助	<p>指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。</p>	平24厚令16第24条

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
20 指導、訓練等	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行っているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(4) 指定福祉型障害児入所施設は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。</p> <p>(5) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてないか。</p>	<p>平24厚令16第25条第1項</p> <p>平24厚令16第25条第2項</p> <p>平24厚令16第25条第3項</p> <p>平24厚令16第25条第4項</p> <p>平24厚令16第25条第5項</p>
21 食事	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。</p> <p>(2) 食事は、(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。</p> <p>(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っているか。</p> <p>(4) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。</p>	<p>平24厚令16第26条第1項</p> <p>平24厚令16第26条第2項</p> <p>平24厚令16第26条第3項</p> <p>平24厚令16第26条第4項</p>
22 社会生活上の便宜の供与等	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行っているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族と</p>	<p>平24厚令16第27条第1項</p> <p>平24厚令16第27条第2項</p> <p>平24厚令16第27条第3項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令				
23 健康管理	<p>の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、(1)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。</p> <table border="1" data-bbox="528 913 1161 1093"> <tr> <td data-bbox="528 913 842 1019">児童相談所等における障害児の入所前の健康診断</td> <td data-bbox="842 913 1161 1019">入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1019 842 1093">障害児が通学する学校における健康診断</td> <td data-bbox="842 1019 1161 1093">定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>(3) 指定福祉型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか。</p>	児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>平24厚令16第28条第1項</p> <p>平24厚令16第28条第2項</p> <p>平24厚令16第28条第3項</p>
児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断					
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断					
24 緊急時等の対応	<p>指定福祉型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平24厚令16第29条</p>				
25 障害児の入院期間中の取扱い	<p>指定福祉型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしているか。</p>	<p>平24厚令16第30条</p>				
26 給付金として支払を受けた金銭の管理	<p>指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の設置者が障害児に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下26において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。</p> <p>一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下26において「障害児に係る金銭」という。）を</p>	<p>平24厚令16第31条</p>				

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
27 入所給付決定保護者に関する都道府県への通知	<p>その他の財産と区分しているか。</p> <p>二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いているか。</p> <p>三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備しているか。</p> <p>四 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させているか。</p> <p>指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しているか。</p>	平24厚令16第32条
28 管理者による管理等	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	平24厚令16第33条第1項 平24厚令16第33条第2項 平24厚令16第33条第3項
29 運営規程	<p>指定福祉型障害児入所施設は、次の①から⑩に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(35において「運営規程」という。)を定めているか。</p> <p>一 施設の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 入所定員</p> <p>四 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額</p> <p>五 施設の利用に当たっての留意事項</p> <p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七 非常災害対策</p> <p>八 主として入所させる障害児の障害の種類</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他施設の運営に関する重要事項</p>	平24厚令16第34条
30 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。</p>	平24厚令16第35条第1項

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
31 定員の遵守	<p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p> <p>指定福祉型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p>	<p>平24厚令16第35条第2項</p> <p>平24厚令16第35条第3項</p> <p>平24厚令16第36条</p>
32 非常災害対策	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>平24厚令16第37条第1項</p> <p>平24厚令16第37条第2項</p>
33 衛生管理等	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしているか。</p>	<p>平24厚令16第38条第1項</p> <p>平24厚令16第38条第2項</p> <p>平24厚令16第38条第3項</p>
34 協力医療機関等	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めているか。</p>	<p>平24厚令16第39条第1項</p> <p>平24厚令16第39条第2項</p>
35 掲示	<p>指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、34の(1)の協力医療機関及び34の(2)の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサ</p>	<p>平24厚令16第40条</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
36 身体拘束等の禁止	<p>ービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（(2)において「身体拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	<p>平24厚令16第41条第1項</p> <p>平24厚令16第41条第2項</p>
37 虐待等の禁止	<p>指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。</p>	<p>平24厚令16第42条</p>
38 懲戒に係る権限の濫用禁止	<p>指定福祉型障害児入所施設の長たる指定福祉型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。</p>	<p>平24厚令16第43条</p>
39 秘密保持等	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、法第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平24厚令16第44条第1項</p> <p>平24厚令16第44条第2項</p> <p>平24厚令16第44条第3項</p>
40 情報の提供等	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定福祉型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p>	<p>平24厚令16第45条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
41 利益供与等の禁止	<p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p> <p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（(2)において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平24厚令16第45条第2項</p> <p>平24厚令16第46条第1項</p> <p>平24厚令16第46条第2項</p>
42 苦情解決	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあっては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては児童相談所設置市の市長とする。以下この項及び次項において同じ。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定福祉型障害児入所施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定福祉型障害児入所施設は、都道府県知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事に報告しているか。</p>	<p>平24厚令16第47条第1項</p> <p>平24厚令16第47条第2項</p> <p>平24厚令16第47条第3項</p> <p>平24厚令16第47条第4項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
43 地域との連携等	<p>(5) 指定福祉型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しているか。</p> <p>指定福祉型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平24厚令16第47条第5項</p> <p>平24厚令16第48条</p>
44 事故発生時の対応	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平24厚令16第49条第1項</p> <p>平24厚令16第49条第2項</p> <p>平24厚令16第49条第3項</p>
45 会計の区分	<p>指定福祉型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平24厚令16第50条</p>
46 記録の整備	<p>(1) 指定福祉型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定福祉型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から五年間保存しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 入所支援計画 二 10に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録 三 27の規定による都道府県への通知に係る記録 四 36の(2)に規定する身体拘束等の記録 五 42の(2)に規定する苦情の内容等の記録 六 44の(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 	<p>平24厚令16第51条第1項</p> <p>平24厚令16第51条第2項</p>
第5 変更の届出等	<p>指定障害児入所施設の設置者は、設置者の住所その他児童福祉法施行規則25条の22にいう事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。</p>	<p>法第24条の13 規則25の22</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第6 障害児入所給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 福祉型障害児入所施設給付費</p> <p>(1) 福祉型障害児入所給付費</p> <p>(2) その他</p> <p>3 児童発達支援管理責任者専任加算</p>	<p>(1) 指定入所支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第123号の別表「障害児入所給付費単位数表」の第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定入所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>指定福祉型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する規準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。）第2条第1号に規定する指定福祉型障害児入所施設をいう。以下同じ。）において、指定入所支援を行った場合に、障害児の障害種別および入所定員に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>福祉型障害児入所給付費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 障害児の数が平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第4に該当する場合に、平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第4に規定する割合を乗じた額を算定しているか。</p> <p>② 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画（同条第1項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合に、100分の95を乗じた額を算定しているか。</p> <p>児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する規準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）を専任で配置しているものとして都道府</p>	<p>平24厚告123の一 平24厚告128</p> <p>平24厚告123の二</p> <p>平24厚告123の別表第1の1の注1</p> <p>平24厚告123の別表第1の1の注2</p> <p>平24厚告123の別表第1の1の注3</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
4 職業指導員加算	<p>県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19代1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日に所定単位数を加算しているか。</p> <p>職業指導員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日つき所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚告123の別表第1の1の注4
5 重度障害児支援加算	<p>平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の第13に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、次のイからトまでに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合（イ、ロ又はトについては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、所定単位数を加算しているか。ただし、強度行動障害特別支援加算が算定される場合は加算していないか。</p> <p>イ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合に加算しているか。</p> <p>① 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であつて、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの</p> <p>（一）食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者</p> <p>（二）頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者</p> <p>② 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であつて知能指数がおおむね50以下と判定されたもの</p> <p>ロ 主として知的障害児又は自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、イに規定する障害児であつて、次の①から③までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合に加算しているか。</p> <p>① 6歳未満である者</p> <p>② 医療型障害児入所施設（法第42条第2号の医療型障害児入所施設をいう。）（主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を入所させる施設に限る。）を退所後3年未満である者</p> <p>③ 入所後1年未満である者</p>	平24厚告123の別表第1の1の注5

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>6 重度重複障害児加算</p>	<p>ハ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において次の①又は②のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ニに該当する場合を除く。）に加算しているか。</p> <p>① 知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの</p> <p>② 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの</p> <p>ニ 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ハに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のものに加算しているか。</p> <p>ホ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する盲児又はろうあ児に対し指定入所支援を行った場合（ヘに該当する場合を除く。）に加算しているか。</p> <p>① 知的障害を有するために、特別の保護指導を行わなければ社会適応能力の向上が困難と認められるもの</p> <p>② 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とするもの</p> <p>ヘ 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設において、ホに規定する盲児又はろうあ児のうち、知能指数が35以下と判定されたものであって、入所後1年未満のものに加算しているか。</p> <p>ト 主として肢体不自由児を受け入れる指定福祉型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合に加算しているか。</p> <p>① 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者</p> <p>② 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又は喀痰吸引等を必要とする者</p> <p>5の①から⑦までに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん造、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する児童（以下「重複障害児」という。）であ</p>	<p>平24厚告123の別表第1の1の注6</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
7 強度行動障害児特別支援加算	<p>る障害児に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、7の強度行動障害児特別支援加算が算定している場合は、加算していないか。</p> <p>平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の第14に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（主として知的障害児又は自閉症児を入所させる施設に限る。）において、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める基準」の第13に適合する強度の行動障害を有する児童に対し、指定入所支援を行った場合に、強度行動障害特別支援加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>さらに、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間については、所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚 告 123 の別表第 1 の 1 の注 7
8 幼児加算	<p>指定福祉型障害児入所施設において幼児である障害児（盲児又はろうあ児に限る。）に対して、指定入所支援を行った場合に、幼児加算とつき、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚 告 123 の別表第 1 の 1 の注 8
9 心理担当職員配置加算	<p>平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の第15に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、心理担当職員配置加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、7の強度行動障害児特別支援加算が算定される場合は、加算していないか。</p>	平 24 厚 告 123 の別表第 1 の 1 の注 9
10 看護師配置加算	<p>指定入所基準に定める員数の従業者に加え、看護師を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚 告 123 の別表第 1 の 1 の注 10
11 入院・外泊時加算	<p>（1）入院・外泊時加算（I）については、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第9の1の注1に規定する指定共同生活介護（以下「指定共同生活介護」という。）及び介護給付費等単位数表第16の1の注1に規定する指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助」という。）における体験的な利用にともなう外泊を</p>	平 24 厚 告 123 の別表第 1 の 2 の注 1

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
12 自活訓練加算	<p>含む。以下この（２）において同じ。）を認めた場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して８日を限度として、入所定員に応じ、所定単位数（地方公共団体は設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、所定単位数に1000分の965に相当する単位数）を算定しているか。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定していないか。</p>	
	<p>（２）入院・外泊時加算Ⅱについては、障害児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は障害児に対して外泊を認めた場合であって、施設従業者（指定入所基準第４条の規定により指定福祉型障害児入所施設に置くべき従業者をいう。13及び15において同じ。）（栄養士及び調理員を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該障害児に対し、支援を行った場合に、入院し、又は外泊した翌日から起算して８日を超えた日から82日を限度として、入所定員に応じ、所定単位数（地方公共団体が設置する指定福祉型障害児入所施設の場合にあっては、所定単位数に1000分の965に相当する単位数）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定していないか。</p>	平 24 厚 告 123 の別表第 1 の 2 の注 2
	<p>（１）６月間程度の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めた障害児（知的障害児又は自閉症児に限る。以下この12において同じ。）に対し、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の第16に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める基準」の第14に適合する自活に必要な訓練（以下「自活訓練」という。）を行った場合に、当該障害児１人につき180日間を限度として所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚 告 123 の別表第 1 の 3 の注 1
	<p>（２）自活訓練加算（Ⅰ）については自活訓練加算（Ⅱ）以外の場合に、自活訓練加算（Ⅱ）については自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、所定単位数を加算しているか。</p> <p>（３）同一の障害児について、同一の給付決定期間（法第24条の３第６項に規定する給付決定期間をいう。以下同じ。）中１回（さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる障害児にあっては、２回）を限度として加算しているか。</p>	平 24 厚 告 123 の別表第 1 の 3 の注 2 平 24 厚 告 123 の別表第 1 の 3 の注 3

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
13 入院時特別支援加算	<p>指定福祉型障害児入所において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な障害児が病院又は診療所（当該指定福祉型障害児入所施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）が、入所支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整、被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚 告 123 の別表第 1 の 4 の注
14 福祉専門職員配置等加算	<p>(1) 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）については、指定入所基準第 4 条の規定により置くべき児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 43 条の児童指導員をいう。以下同じ。）として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が 100 分の 25 以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。（ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定しない。）</p> <p>① 指定入所基準第 4 条の規定により置くべき児童指導員又は保育士（②において「児童指導員等」という。）として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が 100 分の 75 以上であること。</p> <p>② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3 年以上従事しているものの割合が 100 分の 30 以上であること。</p>	<p>平 24 厚 告 123 の別表第 1 の 5 の注 1</p> <p>平 24 厚 告 123 の別表第 1 の 5 の注 2</p>
15 地域移行加算	<p>入所期間が 1 月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、施設従業者が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中 1 回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後 30 日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合には、加算していないか。</p>	平 24 厚 告 123 の別表第 1 の 6 の注

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
16 栄養士配置加算	<p>(1) 栄養士配置加算（Ⅰ）については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p> <p>① 常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p> <p>(2) 栄養士配置加算（Ⅱ）については、次の①及び②に掲げる基準のいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、入所定員に応じ、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、この場合において、栄養士配置加算（Ⅰ）を算定している場合は、算定していないか。</p> <p>① 管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。</p> <p>② 障害児の日常生活状況、嗜好等を把握し、安全及び衛生に留意した適切な食事管理を行っていること。</p>	<p>平24厚告123の別表第1の7の注1</p> <p>平24厚告123の別表第1の7の注2</p>
17 栄養マネジメント加算	<p>次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事にとどけでた指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 常勤の管理栄養士（平成27年3月31日までの間にあっては、管理栄養士又は栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士）を1名以上配置していること。</p> <p>ロ 障害児ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、しょうがいじの栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>ハ 障害児ごとの栄養ケア計画に従い栄養管理を行っているとともに、障害児の栄養状態を定期的に記録していること。</p> <p>ニ 障害児ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。</p>	<p>平24厚告123の別表第1の8の注</p>
18 小規模グループケア加算	<p>平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の第17に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該障害児1人につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平24厚告123の別表第1の9の注</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
19 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める基準」の第15に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。20において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）1 から18までにより算定した単位数の単位数の1000分の17に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）①により算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）①により算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	平 24 厚 告 123 の別表第 1 の10の注
20 福祉・介護職員 処遇改善特別加算	<p>平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める基準」の第16に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定福祉型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、2 から18までにより算定した単位数の1000分の6に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、19の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあっては、算定していないか。</p>	平 24 厚 告 123 の別表第 1 の11の注

主眼事項及び着眼点（医療型障害児入所施設）

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第1 一般原則</p>	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成23年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第46条において「障害福祉サービス」という。）を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。</p>	<p>法第24条の12 平24厚令16第3条第1項</p> <p>平24厚令16第3条第2項</p> <p>平24厚令16第3条第3項</p> <p>平24厚令16第3条第4項</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者の員数</p> <p>(1) 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる従業者</p> <p>(2) 児童指導員及び保育士</p>	<p>指定医療型障害児入所施設に置く従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。</p> <p>医療法に規定する病院として必要とされる数</p> <p>①又は②に掲げる指定医療型障害児入所施設の区分に応じ、それぞれ①又は②に定める数</p> <p>① 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児の数を6.7で除して得た数以上を配置しているか。</p>	<p>法第24条の12第1項 平24厚令16第52条第1項</p> <p>平24厚令16第52条第1項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
(3) 心理指導を担当する職員	<p>② 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 通じておおむね障害児である乳幼児の数を10で除して得た数及び障害児である少年の数を20で除して得た数の合計数以上配置しているか。</p> <p>また、児童指導員及び保育士を1名以上配置しているか。</p>	平24厚令16第52条第1項
(4) 理学療法士又は作業療法士	主として重症心身障害児（法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。（4）において同じ。）を入所させる指定医療型障害児入所施設において、1名以上配置しているか。	平24厚令16第52条第1項
(5) 児童発達支援管理責任者	1名以上配置しているか。	平24厚令16第52条第1項
(6) 職業指導員	主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設において職業指導を行う場合には、職業指導員を配置しているか。	平24厚令16第52条第2項
(7) 職員の専従	（1）から（5）に規定する従業者は、専ら当該指定医療型障害児入所施設の職務に従事する者となっているか。（ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。）	平24厚令16第52条第3項
(8) 人員に関する特例	指定医療型障害児入所施設が、療養介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第6項に規定する療養介護をいう。（7）及び3 設備に関する基準（1）設備に関する特例において同じ。）に係る指定障害福祉サービス事業者（同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。3 設備に関する規準（1）設備に関する特例において同じ。）の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。3 設備に関する規準○において「指定障害福祉サービス基準」という。）第50条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、2 人員に関する規準に規定する基準を満たしているものとみなしているか。	平24厚令16第52条第4項
第3 設備に関する基準	指定医療型障害児入所施設の設備は、次のとおりとする。 （1）医療法に規定する病院として必要とされる設備を有しているか。	法第24条の12第2項 平24厚令16第53条第1項

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p>	<p>(2) 訓練室及び浴室を有しているか。</p> <p>(3) 次に掲げる指定医療型障害児入所施設にあっては、上記に掲げる設備のほか、それぞれ次の各号に掲げる設備を設けているか。ただし、第二号の義肢装具を製作する設備にあっては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。</p> <p>一 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設 静養室</p> <p>二 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設は、その階段の傾斜を緩やかにしているか。</p> <p>(5) (1) から (3) に規定する設備は、専ら当該指定医療型障害児入所施設が提供する指定入所支援の用に供するものとなっているか。(ただし、障害児の支援に支障がない場合は、(1) から (3) に規定する設備については、併せて設置する他の社会福祉施設の設備に兼ねることができる。)</p> <p>(6) 指定医療型障害児入所施設が、療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受け、かつ、指定入所支援と療養介護とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害福祉サービス基準第52条 に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなしているか。</p>	<p>平24厚令16第53条第1項</p> <p>平24厚令16第53条第2項</p> <p>平24厚令16第53条第3項</p> <p>平24厚令16第53条第4項</p> <p>平24厚令16第53条第5項</p>
	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者が指定入所支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込を行った入所給付決定保護者(以下「利用申込者」という。)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第34条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定入所支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p>	<p>法第24条の12第2項</p> <p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第6条第1項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
2 提供拒否の禁止	<p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p> <p>指定医療型障害児入所施設は、正当な理由がなく、指定入所支援の提供を拒んでいないか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第6条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第7条準用</p>
3 あっせん、調整及び要請に対する協力	<p>指定医療型障害児入所施設は、法第24条の19第2項の規定により指定入所支援の利用について都道府県が行うあっせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第8条準用</p>
4 サービス提供困難時の対応	<p>指定医療型障害児入所施設は、利用申込者に係る障害児が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第9条準用</p>
5 受給資格の確認	<p>指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供を求められた場合は、入所給付決定保護者の提示する入所受給者証によって、入所給付決定の有無、給付決定期間等を確認しているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第10条準用</p>
6 障害児入所給付費の支給の申請に係る援助	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに障害児入所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、給付決定期間の終了に伴う障害児入所給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第11条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第11条第2項準用</p>
7 心身の状況等の把握	<p>指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第12条準用</p>
8 居住地の変更が見込まれる者への対応	<p>指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定保護者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所給付決定保護者の居住地の都道府県に連絡しなければならない。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第13条準用</p>
9 入退所の記録の記載等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所又は退所際には、当該指定福祉型障害児入所施設の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（次において「入所受給者証記載事項」という。）を、その入所給付決定保護者の入所受給者証に記載</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第14条第1項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
10 サービスの提供の記録	<p>しなければならない。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、入所受給者証記載事項を遅滞なく都道府県に対し報告しているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、入所している障害児の数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告しているか。</p> <p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、前項の規定による記録に際しては、入所給付決定保護者から指定入所支援を提供したことについて確認を受けているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第14条第2項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第14条第3項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第15条第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第15条第2項準用</p>
11 指定医療型障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設が、入所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接入所給付決定に係る障害児の便益を向上させるものであって、当該入所給付決定保護者に支払を求めることが適当であるものに限っているか。</p> <p>(2) (1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに入所給付決定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所給付決定保護者に対して説明を行い、同意を得ているか。(ただし、「入所利用者負担額の受領」の(1)から(3)までに規定する支払については、この限りでない。)</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第16条第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第16条第2項準用</p>
12 入所利用者負担額の受領	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から当該指定入所支援に係る入所利用者負担額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領を行わない指定入所支援を提供した際は、入所給付決定保護者から、次の一及び二に掲げる費用の額の支払いを受けているか。</p> <p>一 当該指定入所支援に係る指定入所支援費用基準額</p> <p>二 当該指定入所支援のうち障害児入所医療に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額</p>	<p>平24厚令16第54条第1項 平24厚令16第54条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
13 入所利用者負担額に係る管理	<p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、次の一及び二に掲げる費用の額の支払を入所給付決定保護者から受けることができる。</p> <p>一 日用品費</p> <p>二 指定入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設は、(1)から(3)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用にかかる領収証を当該費用の額を支払った入所給付決定保護者に対し交付しているか。</p> <p>(5) 指定医療型障害児入所施設は、(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入所給付決定保護者の同意を得ているか。</p> <p>指定医療型障害児入所施設は、入所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定福祉型障害児入所施設が提供する指定入所支援及び他の指定障害児入所施設等が提供する指定入所支援を受けたときは、これらの指定入所支援に係る入所利用者負担額の合計額(以下13において「入所利用者負担額合計額」という。)を算定しているか。この場合において、当該指定医療型障害児入所施設は、これらの指定入所支援の状況を確認の上、入所利用者負担額合計額を都道府県に報告するとともに、当該入所給付決定保護者及び当該他の指定入所支援を提供した指定障害児入所施設等に通知しているか。</p>	<p>平24厚令16第54条第3項</p> <p>平24厚令16第54条第4項</p> <p>平24厚令16第54条第5項</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第18条準用</p>
14 障害児入所給付費等の額に係る通知等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、法定代理受領により指定入所支援に係る障害児入所給付費又は指定障害児入所医療費の支給を受けた場合は、入所給付決定保護者に対し、当該入所給付決定保護者に係る障害児入所給付費及び障害児入所医療費の額を通知しているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、12 入所利用者負担額の受領(2)の法定代理受領を行わない指定入所支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定入所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所給付決定保護者に対して交付しているか。</p>	<p>平24厚令16第55条第1項</p> <p>平24厚令16第55条第2項</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
15 指定入所支援の取扱方針	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設の従業者は、指定入所支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、その提供する指定入所支援の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第20条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第20条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第20条第3項準用</p>
16 入所支援計画の作成等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に入所支援計画の作成に関する業務を担当させているか。</p> <p>(2) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて入所給付決定保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。</p> <p>(3) 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を入所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>(4) 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、入所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向、障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定入所支援の具体的内容、指定入所支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した入所支援計画の原案を作成しているか。</p> <p>(5) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児に対する指定入所支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第1項準用 平24厚令16第21条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第3項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第4項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第5項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
17 児童発達支援管理責任者の責務	<p>(6) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、入所給付決定保護者及び障害児に対し、当該入所支援計画について説明し、文書によりその同意を得ているか。</p> <p>(7) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画を作成した際には、当該入所支援計画を入所給付決定保護者に交付しているか。</p> <p>(8) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成後、入所支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。（9）において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも六月に一回以上、入所支援計画の見直しを行い、必要に応じて入所支援計画の変更を行っているか。</p> <p>(9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、入所給付決定保護者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次の一及び二に定めるところにより行っているか。 一 定期的に入所給付決定保護者及び障害児に面接しているか。 二 定期的モニタリングの結果を記録しているか。</p> <p>(10) (2) から (7) までの規定は、(8) に規定する入所支援計画の変更について準用しているか。</p> <p>児童発達支援管理責任者は、16に規定する業務のほか、一及び二に掲げる業務を行っているか。 一 19に規定する検討及び必要な援助並びに第24条に規定する相談及び援助を行っているか。 二 他の従業者に対する技術指導及び助言を行っているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第6項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第7項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第8項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第9項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第21条第10項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第22条準用</p>
18 検討等	<p>指定医療型障害児入所施設は、障害児について、その心身の状況等に照らし、法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスを利用することにより、当該障害児が居宅において日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、居宅において日常生活を営むことができると認められる障害児に対し、入所給付決定保護者及び障害児の希望等を勘案し、必要な援助を行っているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第23条準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
19 相談及び援助	指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第24条準用
20 指導、訓練等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて生活指導を行っているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っているか。</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設は、常時一人以上の従業者を指導、訓練等に従事させているか。</p> <p>(5) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対して、当該障害児に係る入所給付決定保護者の負担により、当該指定福祉型障害児入所施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてないか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第25条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第25条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第25条第3項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第25条第4項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第25条第5項準用</p>
21 食事	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設において、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。</p> <p>(2) 食事は、(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。</p> <p>(3) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っているか。</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第26条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第26条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第26条第3項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第26条第4項準用</p>
22 社会生活上の便宜の供与等	(1) 指定医療型障害児入所施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第27条第1項準用

主眼事項	着 眼 点	根拠法令				
23 健康管理	<p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該障害児又はその家族が行うことが困難である場合は、入所給付決定保護者の同意を得て代わって行っているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の家族との連携を図るとともに、障害児とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。</p> <p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、入所した障害児に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定医療型障害児入所施設は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しているか。</p> <table border="1" data-bbox="528 1189 1161 1368"> <tr> <td data-bbox="528 1189 842 1294">児童相談所等における障害児の入所前の健康診断</td> <td data-bbox="842 1189 1161 1294">入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1294 842 1368">障害児が通学する学校における健康診断</td> <td data-bbox="842 1294 1161 1368">定期の健康診断又は臨時の健康診断</td> </tr> </table> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設の従業者の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払っているか。</p>	児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断	障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第27条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第27条第3項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第28条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第28条第2項準用</p>
児童相談所等における障害児の入所前の健康診断	入所した障害児に対する障害児の入所時の健康診断					
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断					
24 緊急時等の対応	<p>指定医療型障害児入所施設の従業者は、現に指定入所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第28条第3項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第29条準用</p>				
25 障害児の入院期間中の取扱い	<p>指定医療型障害児入所施設は、障害児について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該障害児及び当該障害児に係る入所給付決定保護者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定福祉型障害児入所施設に円滑に入所することができるようにしているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第30条準用</p>				

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
26 給付金として支払を受けた金銭の管理	<p>指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の設置者が障害児に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下26において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該障害児に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下26において「障害児に係る金銭」という。）をその他の財産と区分しているか。 二 障害児に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いているか。 三 障害児に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備しているか。 四 当該障害児が退所した場合には、速やかに、障害児に係る金銭を当該障害児に取得させているか。 	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第31条準用</p>
27 入所給付決定保護者に関する都道府県への通知	<p>指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援を受けている障害児に係る入所給付決定保護者が偽りその他不正な行為によって障害児入所給付費及び障害児入所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を都道府県に通知しているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第32条準用</p>
28 管理者による管理等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定医療型障害児入所施設の管理上支障がない場合は、当該指定福祉型障害児入所施設の他の職務に従事させ、又は当該指定福祉型障害児入所施設以外の事業所、施設等の職務に従事させているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行っているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設の管理者は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第33条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第33条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第33条第3項準用</p>
29 運営規程	<p>指定医療型障害児入所施設は、次の一から十に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程（35において「運営規程」という。）を定めているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 施設の目的及び運営の方針 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 三 入所定員 四 指定入所支援の内容並びに入所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額 五 施設の利用に当たっての留意事項 	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第34条準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
30 勤務体制の確保等	<p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七 非常災害対策</p> <p>八 主として入所させる障害児の障害の種類</p> <p>九 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>十 その他施設の運営に関する重要事項</p> <p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対し、適切な指定入所支援を提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の従業者によって指定入所支援を提供しているか。(ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	<p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第35条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第35条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第35条第3項準用</p>
31 定員の遵守	<p>指定医療型障害児入所施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させていないか。(ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。)</p>	<p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第36条準用</p>
32 非常災害対策	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか。</p>	<p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第37条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第37条第2項準用</p>
33 衛生管理等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、当該指定福祉型障害児入所施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、障害児の希望等を勘案し、適切な方法により、障害児を入浴させ又は清しきしているか。</p>	<p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第38条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第38条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条</p> <p>平24厚令16第38条第3項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
34 協力歯科医療機関	指定医療型障害児入所施設（主として自閉症児を受け入れるものは除く。）は、協力歯科医療機関を定めているか。	平24厚令16第56条
35 掲示	指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、34の協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第40条準用
36 身体拘束等の禁止	<p>（1）指定医療型障害児入所施設は、指定入所支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（（2）において「身体拘束等」という。）を行っていないか。</p> <p>（2）指定医療型障害児入所施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。</p>	平24厚令16第57条 平24厚令16第41条第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第41条第2項準用
37 虐待等の禁止	指定医療型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第42条準用
38 懲戒に係る権限の濫用禁止	指定医療型障害児入所施設の長たる指定医療型障害児入所施設の管理者は、障害児に対し法第47条第1項 本文の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその障害児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用していないか。	平24厚令16第57条 平24厚令16第43条準用
39 秘密保持等	<p>（1）指定医療型障害児入所施設の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>（2）指定医療型障害児入所施設は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>（3）指定医療型障害児入所施設は、法第21条の5の3第1項 に規定する指定障害児通所支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p>	平24厚令16第57条 平24厚令16第44条第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第44条第2項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第44条第3項準用

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
40 情報の提供等	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設に入所しようとする障害児が、適切かつ円滑に入所できるように、当該指定医療型障害児入所施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、当該指定医療型障害児入所施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第45条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第45条第2項準用</p>
41 利益供与等の禁止	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第17項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（(2)において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいないか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第46条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第46条第2項準用</p>
42 苦情解決	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関する障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、その提供した指定入所支援に関し、法第24条の15第1項の規定により都道府県知事（指定都市にあつては指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市の市長とする。以下この項及び次項において同じ。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定医療型障害児入所施設の設定若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は入所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第47条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第47条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第47条第3項準用</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
	<p>県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定医療型障害児入所施設は、都道府県知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を都道府県知事に報告しているか。</p> <p>(5) 指定医療型障害児入所施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。</p>	
43 地域との連携等	<p>指定医療型障害児入所施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第47条第4項準用</p>
44 事故発生時の対応	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第49条第1項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第49条第2項準用</p> <p>平24厚令16第57条 平24厚令16第49条第3項準用</p>
45 記録の整備	<p>(1) 指定医療型障害児入所施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定医療型障害児入所施設は、障害児に対する指定入所支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定入所支援を提供した日から五年間保存しているか。</p> <p>一 入所支援計画</p> <p>二 10に規定する提供した指定入所支援に係る必要な事項の提供の記録</p> <p>三 27の規定による都道府県への通知に係る記録</p> <p>四 36の(2)に規定する身体拘束等の記録</p> <p>五 42の(2)に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>六 44の(2)に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>平24厚令16第57条 平24厚令16第51条第1項準用 平24厚令16第57条 平24厚令16第51条第2項準用</p>
第5 変更の届出等	<p>指定医療障害児入所施設の設置者は、設置者の住所その他児童福祉法施行規則25条の22にいう事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を都道府県知</p>	<p>法第24条の13 規則25の22</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
<p>第6 障害児入所給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 医療型障害児入所施設給付費</p> <p>(1) 医療型障害児入所給付費</p> <p>(2) その他</p>	<p>事に届け出ているか。</p> <p>(1) 指定入所支援に要する費用の額は、平成24年厚生労働省告示第123号の別表「障害児入所給付費単位数表」の第1により算定する単位数に平成24年厚生労働省告示第128号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」に定める一単位の単価を乗じて得た額を算定しているか。</p> <p>(2) (1)の規定により、指定入所支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>指定医療型障害児入所施設（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する規程（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定入所基準」という。）第2条第2号に規定する指定医療型障害児入所施設をいう。以下同じ。）又は指定医療機関（法第6条の2第3項に規定する指定医療機関をいう。）において、指定入所支援を行った場合に、それぞれ所定単位数を算定しているか。</p> <p>ただし、地方公共団体が設置する指定医療型障害児入所施設の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>医療型障害児入所給付費の算定に当たって、次の①又は②のいずれかに該当する場合に、それぞれ①又は②に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。</p> <p>① 障害児の数が平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第4に該当する場合に、平成24年厚生労働省告示第271号「厚生労働大臣が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」第4に規定する割合を乗じた額を算定しているか。</p> <p>② 指定入所支援の提供に当たって、指定入所基準第57条において準用する指定入所基準第21条の規定に従い、入所支援計画（同条第1項に規定する入所支援計画をいう。以下同じ。）が作成されていない場合に、100分の95を乗じた額を算定しているか。</p>	<p>平24厚告123の一 平24厚告128</p> <p>平24厚告123の二</p> <p>平24厚告123の別表第2の1の注1</p> <p>平24厚告123の別表第2の1の注2</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
3 児童発達支援管理責任者専任加算	<p>児童発達支援管理責任者（児童福祉施設の設備及び運営に関する規準（昭和23年厚生省令第63号）第49条第1項に規定する児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。）を専任で配置しているものとして都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）にあっては、指定都市又は児童相談所設置市の市長。以下同じ。）に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日に所定単位数を加算しているか。</p>	平24厚告123の別表第2の1の注3
4 重度障害児支援加算	<p>平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の第18に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設又は指定医療機関において、次のイからハまでに該当する障害児に対し、指定入所支援を行った場合（指定医療型障害児入所施設にあっては、該当する障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、障害児の障害種別に応じて、重度障害児支援加算として、1日につき、所定単位数を加算しているか。</p> <p>イ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、次の①又は②のいずれかに該当する障害児に対し指定入所支援を行った場合に加算しているか。</p> <p>① 次のいずれかに該当する知的障害児又は自閉症児であって、知能指数がおおむね35以下と判定されたもの</p> <p>（一）食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難である者</p> <p>（二）頻繁なてんかん様発作又は失禁、食べられないものを口に入れる、興奮、寡動その他の問題行為を有し、監護を必要とする者</p> <p>② 盲児、ろうあ児又は肢体不自由児であって知能指数がおおむね50以下と判定されたもの</p> <p>ロ 主として自閉症児を入所させる指定医療型障害児入所施設において、イに規定する障害児であって、次の①から③までのいずれかに該当するものに対し指定入所支援を行った場合に加算しているか。</p> <p>① 6歳未満である者</p> <p>② 医療型障害児入所施設を退所後3年未満である者</p> <p>③ 入所後1年未満である者</p> <p>ハ 主として肢体不自由児を受け入れる指定医療型障害児入所施設又は指定医療機関において、次の①又は②のいずれかに該当する肢体不自由児に対し指定入所支援を行った場合に加算してい</p>	平24厚告123の別表第2の1の注4

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
5 重度重複障害児加算	<p>るか。</p> <p>① 各種補装具を用いても身体の移動が困難である者</p> <p>② 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄、衣服の着脱等の日常生活動作の大部分に介助を必要とする者又は喀痰吸引等を必要とする者</p> <p>4のイからハまでに該当する障害児であって、視覚障害、聴覚若しくは平衡機能の障害、音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん造、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能又は肝臓の機能の障害をいう。）、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する児童（以下「重複障害児」という。）である障害児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定福祉型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、重度重複障害児加算として、1日につき所定単位数を加算しているか。</p>	平 24 厚 告 123 の別表第 2 の 1 の注 5
6 幼児加算	<p>指定医療型障害児入所施設又は指定医療機関において乳幼児である肢体不自由児（重症心身障害児を除く。）に対し、指定入所支援を行った場合に加算しているか。</p>	平 24 厚 告 123 の別表第 2 の 1 の注 6
7 自活訓練加算	<p>(1) 6月間程度の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると都道府県（指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が認めた障害児（自閉症児に限る。以下この7において同じ。）に対し、平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の第19に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める基準」の第14に適合する自活に必要な訓練（以下「自活訓練」という。）を行った場合に、当該障害児1人につき180日間を限度として所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 自活訓練加算（Ⅰ）については自活訓練加算（Ⅱ）以外の場合に、自活訓練加算（Ⅱ）については自活訓練を行うための居室をそれ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難である場合であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行ったときに、所定単位数を加算しているか。</p> <p>(3) 同一の障害児について、同一の給付決定期間（法第24条の3第6項に規定する給付決定期間をいう。以下同じ。）中1回（さらに継続して自活</p>	<p>平 24 厚 告 123 の別表第 2 の 2 の注 1</p> <p>平 24 厚 告 123 の別表第 2 の 2 の注 2</p> <p>平 24 厚 告 123 の別表第 2 の 2 の注 3</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
8 福祉専門職員配置等加算	<p>訓練を行う必要があると認められる障害児にあっては、2回)を限度として加算しているか。</p> <p>(1) 福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)については、指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条の児童指導員をいう。以下同じ。)として常勤で配置されている従業者又は指定医療機関の職員(直接支援業務に従事する者のうち、看護職員及び保育士であるものを除く。)のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>(2) 福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、指定入所支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。(ただし、この場合において、福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。)</p> <p>① 指定入所基準第52条の規定により置くべき児童指導員に若しくは保育士又は指定医療機関の職員(直接支援業務に従事する保育士又は指導員であるものに限る。)(②において「児童指導員等」という。)として配置されている従業者のうち、常勤で配置されているものの割合が100分の75以上であること。</p> <p>② 児童指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合が100分の30以上であること。</p>	<p>平24厚告123の別表第2の3の注1</p> <p>平24厚告123の別表第2の3の注2</p>
9 地域移行加算	<p>入所期間が1月を超えると見込まれる障害児の退所に先立って、指定入所基準第52条の規定により置くべき従業者又は指定医療機関の職員が、当該障害児に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該障害児が退所後生活する居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して退所後の障害児の生活についての相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、当該障害児の退所後30日以内に当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該障害児が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算していないか。</p>	<p>平24厚告123の別表第2の4の注</p>
10 小規模グループケア加算	<p>平成24年厚生労働省告示第269号「厚生労働大臣が定める施設基準」の第20に適合するものとして都道府</p>	<p>平24厚告123の別表第2の5の</p>

主眼事項	着 眼 点	根拠法令
11 福祉・介護職員 処遇改善加算	<p>県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設において、小規模なグループによるケアを行う必要があると都道府県が認めた障害児に対し、指定入所支援を行った場合（当該障害児を入所させるための設備等を有する建物において行う場合に限る。）に、当該障害児1人につき所定単位数を加算しているか。</p> <p>平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める基準」の第17に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設（国、独立行政法人国立病院機構又は独立行政法人国立精神・神経医療研究センターが行う場合を除く。13において同じ。）が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあつては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>イ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）1から10までにより算定した単位数の単位数の1000分の17に相当する単位数</p> <p>ロ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）イにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数</p> <p>ハ 福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅲ）イにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数</p>	<p>注</p> <p>平 24 厚 告 123 の別表第 2 の 6 の注</p>
12 福祉・介護職員 処遇改善特別加算	<p>平成24年厚生労働省告示第270号「厚生労働大臣が定める基準」の第18に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定医療型障害児入所施設が、障害児に対し、指定入所支援を行った場合に、1から10までにより算定した単位数の1000分の6に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、11の福祉・介護職員処遇改善加算を算定している場合にあつては、算定していないか。</p>	<p>平 24 厚 告 123 の別表第 2 の 7 の注</p>

主眼事項及び着眼点（指定障害児相談支援）

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第1 基本方針</p>	<p>(1) 指定障害児相談支援の事業は、障害児又は障害児の保護者(障害児等)の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って行われているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(福祉サービス等)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われているか。</p> <p>(4) 指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われているか。</p> <p>(5) 指定障害児相談支援事業者は、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めているか。</p> <p>(6) 指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図っているか。</p>	<p>法第24条の31</p> <p>平24厚令29第2条第1項</p> <p>平24厚令29第2条第2項</p> <p>平24厚令29第2条第3項</p> <p>平24厚令29第2条第4項</p> <p>平24厚令29第2条第5項</p> <p>平24厚令29第2条第6項</p>
<p>第2 人員に関する基準</p> <p>1 従業者</p> <p>2 管理者</p>	<p>指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所(指定障害児相談支援事業所)ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員(平成24年厚生労働省告示第225号指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの)を置いているか。</p> <p>ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p> <p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。</p> <p>ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。</p>	<p>法第24条の31第1項</p> <p>平24厚令29第3条</p> <p>平24厚告225</p> <p>平24厚令29第4条</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
第3 運営に関する基準		法第24条の31 第2項
1 内容及び手続の説明及び同意	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児相談支援対象保護者が指定障害児相談支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った障害児相談支援対象保護者(利用申込者)に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定障害児相談支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。</p>	平24厚令29 第5条第1項
2 契約内容の報告等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に対し遅滞なく報告しているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、障害児支援利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出しているか。</p>	平24厚令29 第5条第2項
3 提供拒否の禁止	指定障害児相談支援事業者は、正当な理由がなく、指定障害児相談支援の提供を拒んでいないか。	平24厚令29 第6条第1項
4 サービス提供困難時の対応	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者及び利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定障害児相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害児相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平24厚令29 第6条第2項
5 受給資格の確認	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援の提供を求められた場合は、その者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、法第6条の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しているか。	平24厚令29 第7条
6 通所給付決定の申請に係る援助	指定障害児相談支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う通所給付決定の申請について、必要な援助を行っているか。	平24厚令29 第8条
		平24厚令29 第9条
		平24厚令29 第10条

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
7 身分を証する書類の携行	指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	平 24 厚令 29 第 11 条
8 障害児相談支援給付費の額等の受領	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援を提供した際は、障害児相談支援対象保護者から当該指定障害児相談支援につき法第 24 条の 26 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の支払を受けているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の支払を受ける額のほか、障害児相談支援対象保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定障害児相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を障害児相談支援対象保護者から受けているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、(1)及び(2)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った障害児相談支援対象保護者に対し交付しているか。</p> <p>(4) 指定障害児相談支援事業者は、(2)の交通費については、あらかじめ、障害児相談支援対象保護者に対し、その額について説明を行い、障害児相談支援対象障害者の同意を得ているか。</p>	<p>平 24 厚令 29 第 12 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 12 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 12 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 12 条第 4 項</p>
9 利用者負担額に係る管理	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を提供している障害児相談支援対象保護者に係る障害児が当該指定障害児相談支援と同一の月に受けた指定通所支援につき法第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号に掲げる額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。 この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該障害児相談支援対象保護者及び当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児に対し指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しているか。	平 24 厚令 29 第 13 条
10 障害児相談支援給付費の額に係る通知等	(1) 指定障害児相談支援事業者は、法定代理受領により指定障害児相談支援に係る障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、障害児相談支援対象保護者に対し、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児相談支援給付費の額を通知しているか。	平 24 厚令 29 第 14 条第 1 項

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
11 指定障害児相談支援の具体的な取扱方針	<p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、第3の8の(1)の法定代理受領を行わない指定障害児相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を障害児相談支援対象保護者に対して交付しているか。</p>	平 24 厚 令 29 第 14 条 第 2 項
	<p>(1) 指定障害児相談支援の方針は、第1に規定する基本方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p>	平 24 厚 令 29 第 15 条 第 1 項
	<p>① 指定障害児相談支援事業所の管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させているか。</p>	平 24 厚 令 29 第 15 条 第 1 項 第 1 号
	<p>② 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障害を有する障害児の家族による支援等適切な手法を通じて行っているか。</p>	平 24 厚 令 29 第 15 条 第 1 項 第 2 号
	<p>(2) 指定障害児相談支援における指定障害児支援利用援助の方針は、第1に規定する基本方針及び(1)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p>	平 24 厚 令 29 第 15 条 第 2 項
<p>① 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めているか。</p>	平 24 厚 令 29 第 15 条 第 2 項 第 1 号	
<p>② 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、障害児の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしているか。</p>	平 24 厚 令 29 第 15 条 第 2 項 第 2 号	
<p>③ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めているか。</p>	平 24 厚 令 29 第 15 条 第 2 項 第 3 号	
<p>④ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成の開始に当たっては、障害児等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定障害児通所支援事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に障害児又はその家族に対して提供しているか。</p>	平 24 厚 令 29 第 15 条 第 2 項 第 4 号	

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
	<p>⑤ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児の希望する生活や障害児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握(アセスメント)を行っているか。</p> <p>⑥ 相談支援専門員は、アセスメントに当たっては、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接しているか。この場合において、相談支援専門員は、面接の趣旨を障害児及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ているか。</p> <p>⑦ 相談支援専門員は、障害児についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定通所支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、障害児及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、法第6条の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載した障害児支援利用計画案を作成しているか。</p> <p>⑧ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該障害児支援利用計画案の内容について、障害児及びその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。</p> <p>⑨ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画案を作成した際には、当該障害児支援利用計画案を障害児等に交付しているか。</p> <p>⑩ 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画案の変更を行い、指定障害児通所支援事業者等その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めているか。</p> <p>⑪ 相談支援専門員は、サービス担当者会議を踏まえた障害児支援利用計画案の内容について、障害児又はその家族に対して説明し、文書により障害児等の同意を得ているか。</p>	<p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項 第 5 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項 第 6 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項 第 7 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項 第 8 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項 第 9 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項 第 10 号</p> <p>平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項 第 11 号</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
12 障害児等に対する障害児支援利用計画等の書類の交付	<p>⑫ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画を作成した際には、当該障害児支援利用計画を障害児等及び担当者に交付しているか。</p>	平 24 厚令 29 第 15 条第 2 項 第 12 号
	<p>(3) 指定障害児相談支援における指定継続障害児支援利用援助の方針は、第 1 に規定する基本方針、(1)及び(2)に規定する方針に基づき、次に掲げるところによっているか。</p>	平 24 厚令 29 第 15 条第 3 項
	<p>① 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成後、障害児支援利用計画の実施状況の把握(モニタリング)を行い、必要に応じて障害児支援利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな通所給付決定が必要であると認められる場合には、障害者等に対し、通所給付決定に係る申請の勧奨を行っているか。</p>	平 24 厚令 29 第 15 条第 3 項 第 1 号
	<p>② 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、障害児及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第 6 条の 2 第 8 項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに障害児の居宅を訪問し、障害児等に面接するほか、その結果を記録しているか。</p>	平 24 厚令 29 第 15 条第 3 項 第 2 号
	<p>③ (2)の①から⑦まで及び⑩から⑫までの規定は、(3)の①に規定する障害児支援利用計画の変更について準用する。</p> <p>④ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、障害児がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は障害児等が指定障害児入所施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行っているか。</p> <p>⑤ 相談支援専門員は、指定障害児入所施設等から退所又は退院しようとする障害児又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っているか。</p>	平 24 厚令 29 第 15 条第 3 項 第 3 号 平 24 厚令 29 第 15 条第 3 項 第 4 号 平 24 厚令 29 第 15 条第 3 項 第 5 号
	<p>指定障害児相談支援事業者は、障害児等が他の指定障害児相談支援事業者の利用を希望する場合その他障害児等から申出があった場合には、当該障害児等に対し、直近の障害児支援利用計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。</p>	平 24 厚令 29 第 16 条

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
13 障害児相談支援対象保護者に関する市町村への通知	指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援を受けている障害児相談支援対象保護者が偽りその他不正な行為によって障害児相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。	平 24 厚令 29 第 17 条
14 管理者の責務	<p>(1) 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者の管理、指定障害児相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業所の管理者は、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員その他の従業者に第2の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。</p>	平 24 厚令 29 第 18 条第 1 項 平 24 厚令 29 第 18 条第 2 項
15 運営規程	<p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めているか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④指定障害児相談支援の提供方法及び内容並びに障害児相談支援対象保護者から受領する費用及びその額 ⑤通常の事業の実施地域 ⑥事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 ⑦虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧その他運営に関する重要事項</p>	平 24 厚令 29 第 19 条
16 勤務体制の確保等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対し、適切な指定障害児相談支援を提供できるよう、指定障害児相談支援事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に指定障害児相談支援の業務を担当させているか。ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りでない。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、相談支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。</p>	平 24 厚令 29 第 20 条第 1 項 平 24 厚令 29 第 20 条第 2 項 平 24 厚令 29 第 20 条第 3 項
17 設備及び備品等	指定障害児相談支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定障害児相談支援の提供に必要な設備及び備品等	平 24 厚令 29 第 21 条

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
18 衛生管理等	<p>を備えているか。</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 29 第 22 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 22 条第 2 項</p>
19 掲示等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、障害児相談支援の実施状況、相談支援専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)に規定する重要事項の公表に努めているか。</p>	<p>平 24 厚令 29 第 23 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 23 条第 2 項</p>
20 秘密保持等	<p>(1) 指定障害児相談支援事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、サービス担当者会議等において、障害児又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ているか。</p>	<p>平 24 厚令 29 第 24 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 24 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 24 条第 3 項</p>
21 広告	<p>指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。</p>	<p>平 24 厚令 29 第 25 条</p>
22 指定障害児通所支援事業者等からの利益收受等の禁止	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業所の管理者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、当該指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていない</p>	<p>平 24 厚令 29 第 26 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 26 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
23 苦情解決	<p>か。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者及びその従業者は、障害児支援利用計画の作成又は変更に関し、障害児に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受していないか。</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援又は障害児支援利用計画に位置付けた福祉サービス等に關する障害児又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第 24 条の 34 第 1 項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(4) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第 57 条の 3 の 2 第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害児相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(5) 指定障害児相談支援事業者は、その提供した指定障害児相談支援に関し、法第 57 条の 3 の 3 第 3 項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定障害児相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び障害児又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に</p>	<p>平 24 厚令 29 第 26 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 27 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 27 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 27 条第 3 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 27 条第 4 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 27 条第 5 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
24 事故発生時の対応	<p>協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。</p> <p>(6) 指定障害児相談支援事業者は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)までの改善の内容を都道府県知事又は市町村長に報告しているか。</p> <p>(7) 指定障害児相談支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しているか。</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しているか。</p> <p>(3) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。</p>	<p>平 24 厚令 29 第 27 条第 6 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 27 条第 7 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 28 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 28 条第 2 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 28 条第 3 項</p>
25 会計の区分	<p>指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定障害児相談支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。</p>	<p>平 24 厚令 29 第 29 条</p>
26 記録の整備	<p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該指定障害児相談支援を提供した日から5年間保存しているか。</p> <p>① 第3の11の(3)の①に規定する福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録</p> <p>② 個々の障害児ごとに次に掲げる事項を記載した相談支援台帳</p> <p>イ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画</p> <p>ロ アセスメントの記録</p> <p>ハ サービス担当者会議等の記録</p> <p>ニ モニタリングの結果の記録</p> <p>③ 第3の13の規定による市町村への通知に係る記録</p>	<p>平 24 厚令 29 第 30 条第 1 項</p> <p>平 24 厚令 29 第 30 条第 2 項</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>第 4 変更の届出等</p>	<p>④ 第 3 の 23 の (2) に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑤ 第 3 の 24 の (2) に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>(1) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所の名称及び所在地その他児童福祉法施行規則第 25 条の 26 の 7 第 1 項で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、同施行規則第 25 条の 26 の 7 第 1 項及び第 2 項で定めるところにより、10 日以内に、その旨を市町村長に届け出ているか。</p> <p>(2) 指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは児童福祉法施行規則第 25 条の 26 の 7 第 3 項で定めるところにより、その廃止又は休止の日の 1 月前までに、その旨を市町村長に届け出ているか。</p>	<p>法第 24 条の 32 第 1 項 施行規則第 25 条の 26 の 7 第 1 項及び第 2 項</p> <p>法第 24 条の 32 第 2 項 施行規則第 25 条の 26 の 7 第 3 項</p>
<p>第 5 障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費の算定及び取扱い</p> <p>1 基本事項</p> <p>2 障害児相談支援費</p> <p>(1) 障害児支援利用援助費</p> <p>(2) 継続障害児支援利用援助費</p> <p>(3) その他</p>	<p>(1) 指定障害児相談支援に要する費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示第 126 号の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定する単位数に別に平成 24 年厚生労働省告示第 128 号「厚生労働大臣が定める一単位の単価」を乗じて算定しているか。</p> <p>(2) (1) の規定により指定障害児相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。</p> <p>障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>継続障害児支援利用援助費は、指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った場合に、1 月につき所定単位数を算定しているか。</p> <p>① 指定障害児相談支援事業者が、第 3 の 11 の (2) の⑥ (第 3 の 11 の (3) の③において準用する場合を含む)、⑧、⑨若しくは⑩から⑫まで (第 3 の⑪の (3) の③において準用する場合を含む) 又は第 3 の⑪の (3) の②に定める基準を満たさないで指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を行った場合には、所定単位数を算定していないか。</p>	<p>法第 24 条の 26 第 2 項 平 24 厚告 126 の一 平 24 厚告 128</p> <p>平 24 厚告 126 の二</p> <p>平 24 厚告 126 別表 1 の注 1</p> <p>平 24 厚告 126 別表 1 の注 2</p> <p>平 24 厚告 126 別表 1 の注 3</p>

主眼事項	着 眼 点	根 拠 法 令
<p>3 利用者負担上限額管理加算</p>	<p>② 指定障害児相談支援事業者が、同一の月において、同一の障害児相談支援対象保護者に対して指定継続障害児支援利用援助を行った後に、指定障害児支援利用援助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費に係る所定単位数を算定していないか。</p> <p>③ 平成 24 年厚生労働省告示第 233 号に規定する「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定障害児相談支援を行った場合（①に定める場合を除く。）に特別地域加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>指定障害児相談支援事業者が、第 3 の 9 に規定する利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算しているか。</p>	<p>平 24 厚告 126 別表 1 の注 4</p> <p>平 24 厚告 126 別表 1 の注 5</p> <p>平 24 厚告 126 別表 2 の注</p>